

第3次 甲賀市配偶者からの暴力の防止および 被害者の保護等に関する基本計画

～ ドメスティック・バイオレンス（DV）のない
社会をめざして ～

令和2年3月

甲 賀 市

はじめに



配偶者やパートナーなどの親密な関係間で生じる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

配偶者からの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担や経済力の格差などが考えられ、過去に女性たちが性暴力やDVを告発し始めて以降、今もなおDV問題は社会的な問題として継続しているということを認識しなければなりません。

また、DVは身近な家庭内で起こることが多く、暴力が繰り返される家庭で育った子どもは、目の前で行われるDVにより、心や身体に深刻な影響をもたらしてしまいます。さらに、DVのある家庭では、大人から子どもに向けた児童虐待で重篤な状態に発展する可能性もあります。

近年、DVが背景にあると考えられる、痛ましい事件が数多く発生しています。そこで、国においては「児童福祉法」「児童虐待防止法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を改正し、児童虐待防止対策とともに、DVと児童虐待対応の連携強化など、様々な対策を進めてきています。

そのような中、平成23年に策定し、平成26年に見直したこの計画を、このたび、社会情勢の変化を踏まえて策定し、市民の皆さま、関係機関の職員、地域・関係団体等がそれぞれの役割を発揮し、連携を図りながらDVのない人権が尊重される社会をつくっていくことを目指して取り組んでいきます。

なお、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました、策定等委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後もより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年（2020年）3月

滋賀県甲賀市長

岩永 裕貴

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

目次

第1章 計画の策定にあたって	-1-
1 計画策定の趣旨	-1-
2 計画の位置づけ	-2-
3 計画の期間	-2-
4 計画の策定体制	-3-
第2章 DV被害およびDV対策の現状	-4-
1 国・県における取り組み	-4-
(1) 法制定および改正の経緯	-4-
(2) 配偶者暴力相談支援センター等における相談等の状況	-5-
2 市の現状	-7-
(1) 市民意識調査（DVに関する結果）	-7-
①DV・デートDVの認知度	
②DV被害の見聞きの経験	
③DV被害の状況	
④DV被害に関する相談を受けた経験	
⑤DV行為をした経験	
⑥DV被害に関する相談状況	
(2) 一時保護の状況	-12-
(3) 市への相談等の状況	-13-
(4) DVをめぐる課題	-15-
第3章 基本計画	-17-
1 計画の基本的な考え方	-17-
2 施策の体系	-18-
3 基本目標および具体的施策の展開	-19-
基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保から自立に向けた支援	
基本目標Ⅳ 子どもの安全・安心を確保する支援	
基本目標Ⅴ 関係機関の連携強化	
数値目標	

第4章 計画の推進に向けて	-24-
1 計画の推進体制	-24-
2 実施状況等の点検・評価・見直し	-24-

参考資料

○ 甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 策定等委員会設置要綱（平成22年 甲賀市告示第3号）	-25-
○ 甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 庁内検討委員会設置規程（平成30年 甲賀市訓令第18号）	-27-
○ 策定経緯	-29-
○ 第3回甲賀市市政に関する意識調査調査報告（一部抜粋）	-31-
○ 甲賀市市政に関する意識調査（一部抜粋）	-43-
○ 相談窓口	-46-

14第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者^{※1}からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV^{※2}」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が気付かないうちに被害が深刻化する特性を有しています。

さらに、DVは被害者のみならず、同居する子ども等にも、時が経ち環境が変わっても消し去ることが難しい心理的外傷^{※3}を与えるなど深刻な影響を及ぼします。そのため、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、「児童虐待」であると定義されています。DVは子どもに対する心理的な虐待となりますが、それに留まらず、加害者の暴力が子どもに向かうと身体的な虐待となり、心身に傷を負った被害者が子どもの養育を放棄してしまうなど、虐待が重篤化することが懸念されます。

近年、DVと密接に関係する児童虐待事案が増加していることから、令和元年6月にはDV対応と児童虐待対応の連携強化に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が一部改正されました。

こうしたことから、一人ひとりがDVへの理解を深め、DVを社会的な問題として捉えて、広報啓発から相談、被害者の自立支援等に至るまで広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

本市では、DVが身近にある重大な人権侵害であることを認識し、暴力を許さない社会の実現を目指します。配偶者に限定せずデートDV^{※4}等、あらゆるDV被害者に配慮した相談、被害者の安全・安心の確保をはじめ、被害者の早期発見・早期支援に向け、DVについての正しい理解の啓発・予防を関係機関と連携して進めるために、平成23年3月に策定した本計画を、平成26年3月には改訂し取り組んでまいりました。このたび、DVを取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの結果に加え、本市の人権に関わる条例も踏まえて、現行計画期間が満了を迎えることに併せて本計画を策定します。

※1 **配偶者**：この計画では、DV防止法の定義に準じ、婚姻の届出をした夫婦の一方だけではなく、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる事実婚）も含むものとします。

※2 **DV**：広い意味では、女性や子ども、高齢者や障がい者等、家庭内の弱者への暴力にも使われることもありますが、この計画では「配偶者や恋人等の親しい関係にある人からの暴力」のことを指します。男性、女性の別を問いません。暴力は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

DV防止法は、配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を「配偶者からの暴力」と定義しています。また、生活本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についても本法が準用されます。

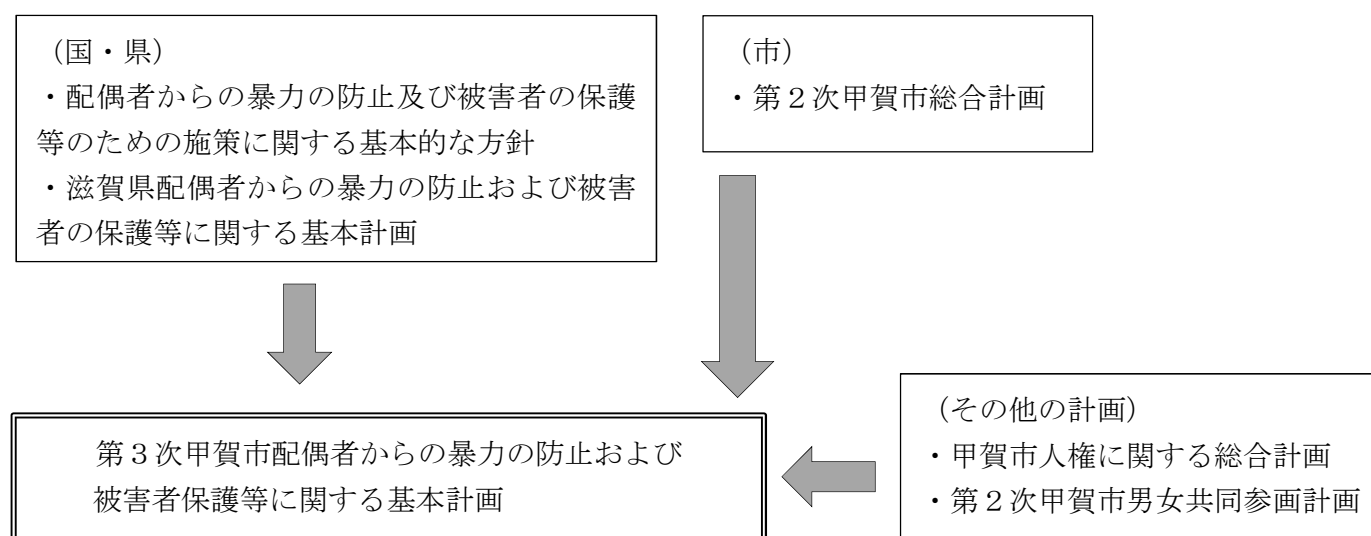
ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

※3 **心理的外傷**：「心的外傷」、「トラウマ」とも言われ、衝撃的な肉体的・精神的ショックを受けたことで、長い間心の傷となってしまうことを指します。重度の心理的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの精神疾患が生じる場合もあります。

※4 **デートDV**：高校生、大学生など若い世代を中心とした恋人からのDVのことです。

2 計画の位置づけ

- 1 本計画は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に相当するものです。
- 2 本計画は、甲賀市のまちづくりの最上位計画である「第2次甲賀市総合計画※⁵」をはじめとして、他の計画・指針等との整合を図るとともに、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」の内容を十分に踏まえて策定するものです。
- 3 本計画は、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや各種関係団体と連携、協働して、施策を推進するものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、第2次甲賀市総合計画の計画期間と整合を図り、令和2年度から令和10年度の9年間とします。

ただし、計画期間内において、DV防止法等の改正があった場合や総合計画の見直し等により新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

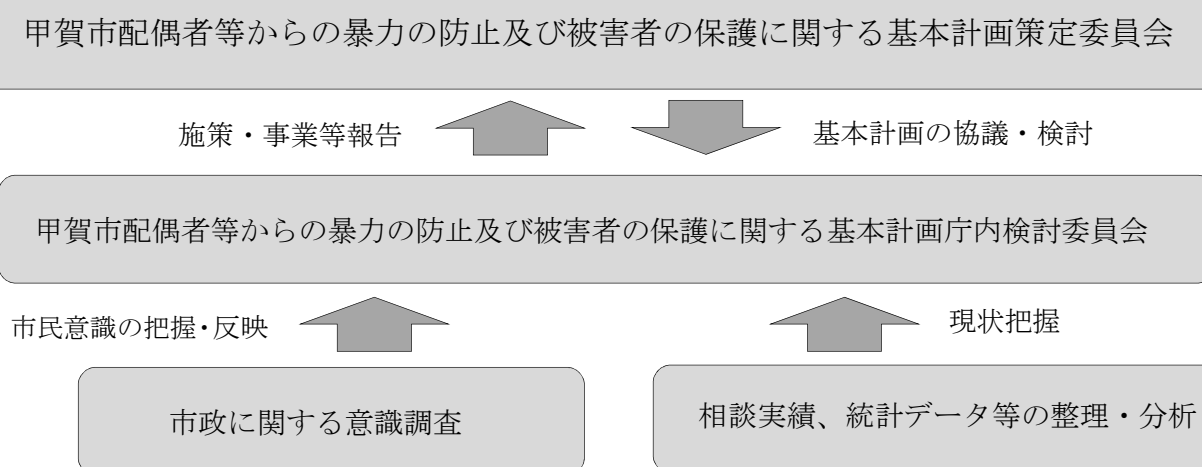
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第1次計画 計画期間3年			第2次計画 計画期間6年						第3次計画 計画期間9年								

※⁵ 第2次甲賀市総合計画：総合計画は、市の目指す「未来像」を示し、その実現に向けた道筋を明らかにする長期的な指針となる計画で、あらゆる「まちづくりの分野」を包括する、地域経営のための最上位の計画として策定されるものです。甲賀市では、平成29年6月に“あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち”という未来のまちや人の姿を実現するために第2次甲賀市総合計画を策定しています。

4 計画の策定体制

DVをはじめとした人権に関わる関係団体、子育て支援団体、関係機関等で構成された甲賀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会により、基本計画策定に向けた協議、意見聴取を行いました。庁内においては関係各課で構成する甲賀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画庁内検討委員会で事業内容の検討を行うとともに、市政に関する意識調査等の結果を本計画の策定に反映させました。

<計画策定体制>



第2章 DV被害およびDV対策の現状

1 国・県における取り組み

(1) 法制定および改正の経緯

平成13年4月、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的として、DV防止法が制定され、保護命令^{※6}の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター^{※7}による相談や一時保護^{※8}等の業務が開始されました。

平成16年には、配偶者からの暴力の定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力にも対象拡大）、保護命令の対象の拡充など（退去命令の期間を2週間から2ヶ月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）の一部改正が行われたほか、国において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が定められました。

平成19年のDV防止法の一部改正では、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策をさらに推進するため、保護命令制度の拡充（生命又は身体に対する脅迫にも対象を拡大、電話等を禁止する命令、被害者の親族への接近禁止命令）、市町村における配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定および配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われました。

平成25年のDV防止法の一部改正では、題名中「保護」を「保護等」に改められ、配偶者の適用対象が生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力およびその被害者についても、適用されることとなり、平成26年1月から施行されました。

平成27年12月に策定された国の第4次男女共同参画基本計画では、女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策に取り組むとしています。

昨今、DVと密接に関係する児童虐待事案が増加していることから、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図るために、令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、DV防止法が一部改正されました。DV被害者の保護にあたり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」が明記され、保護の対象である被害者に「同伴家族」も含めることになりました。また、公布後3年を目途に、通報対象となるDVの形態および保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についてや、DVに係る加害者の地域社会における更生のための指導および支援のあり方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされました。

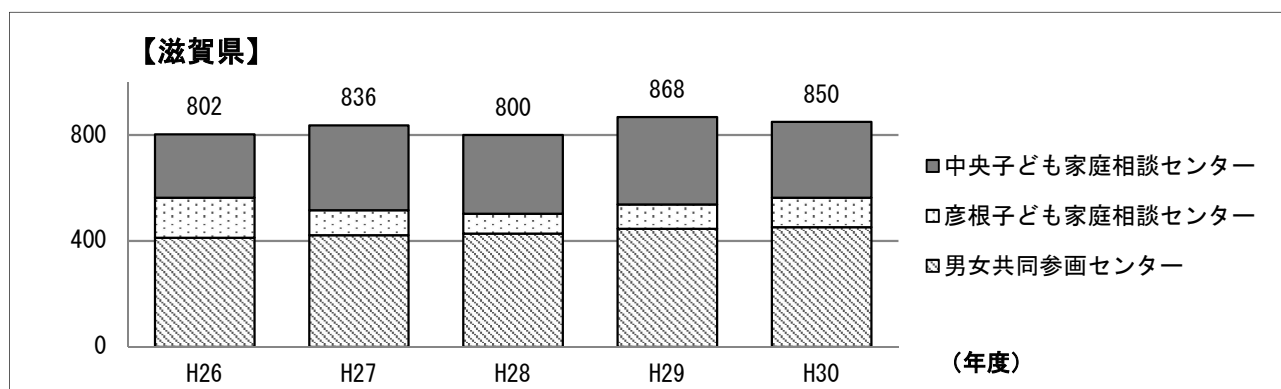
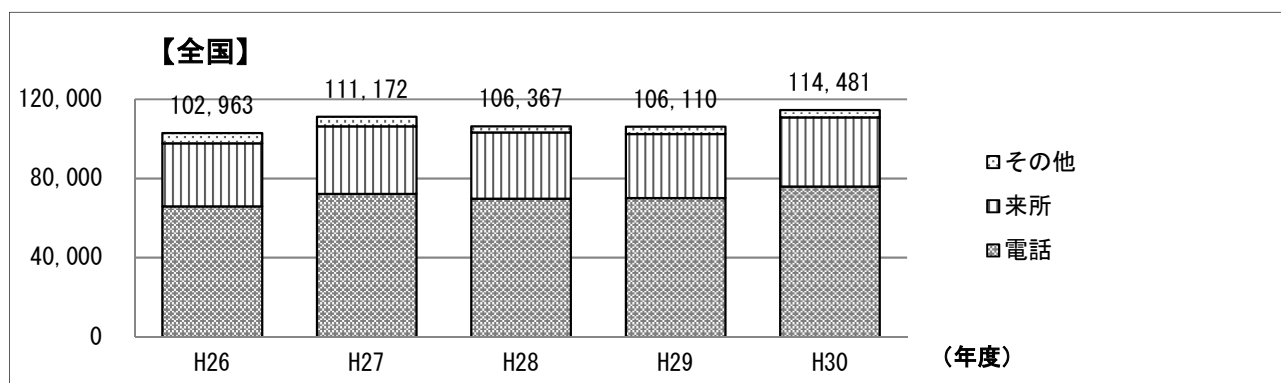
滋賀県においても、平成14年4月から、県内3か所に配偶者暴力相談支援センター（中央子ども家庭相談センター^{※9}、彦根子ども家庭相談センター、男女共同参画センター）を設置し、配偶者からの暴力に関する相談や一時保護等の業務が開始されました。また、平成19年2月には都道府県基本計画にあたる「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成23年3月、平成27年3月に改訂されました。

(2) 配偶者暴力相談支援センター等における相談等の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、近年は高止まりの状況となっており、平成30年度は114,481件でした。

県内3か所の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、近年800件から900件で推移しており、平成30年度は850件でした。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（件）



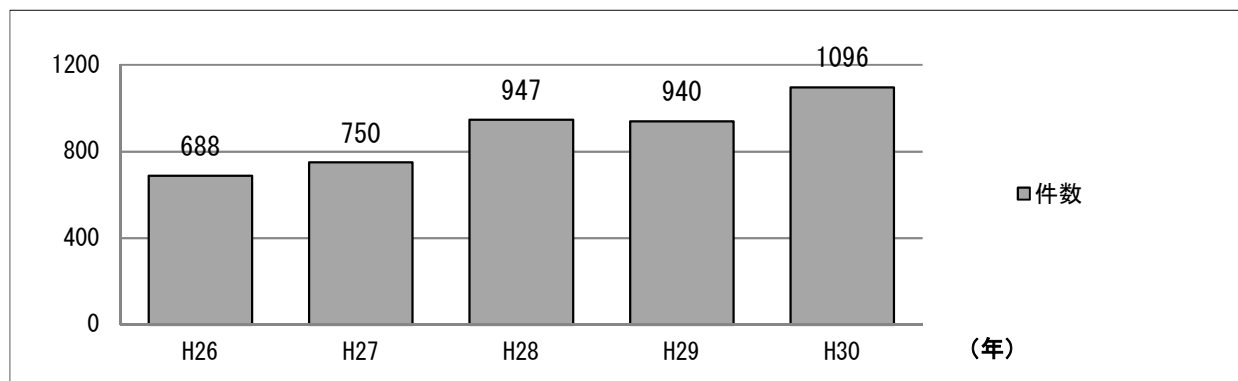
※6 **保護命令**：被害者が配偶者からのさらなる身体および精神に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時に、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚および元配偶者を含む）に対し発する命令で、「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」および「退去命令」があります。

※7 **配偶者暴力相談支援センター**：DV防止法第3条に基づき、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のため、都道府県が設置する婦人相談所やその他適切な施設において、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関を指します。県内には、現在3か所の配偶者暴力相談支援センターがあります。

※8 **一時保護**：加害者からの暴力を避けるために、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護する制度です。

※9 **子ども家庭相談センター**：児童福祉法第12条により、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、個々の子どもや家庭に効果的な援助を行うことにより子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置された児童相談部門と、売春防止法第34条に基づき女性の相談・援護措置を講ずることを目的に設置された女性相談部門を要する県の機関。

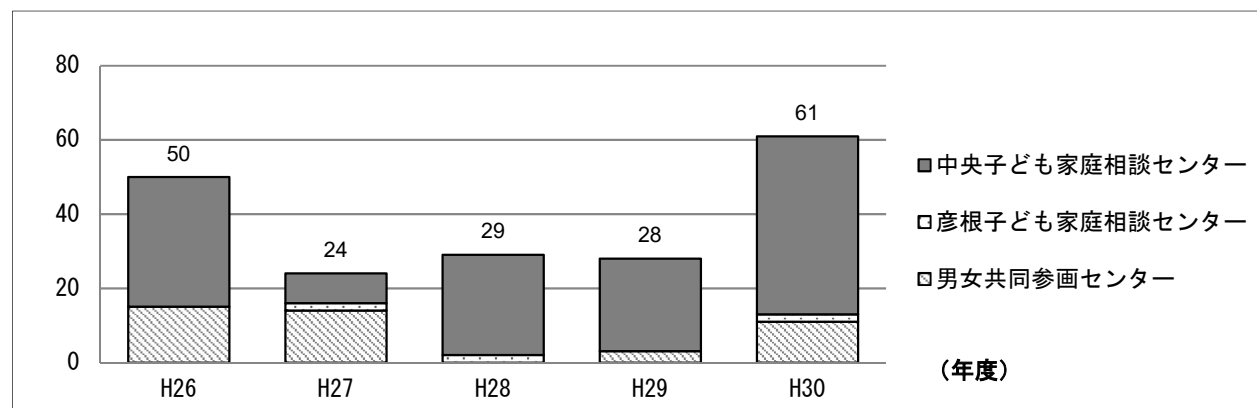
県内の警察署における相談状況（件）



（「滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク」会議資料から作成）

DV防止法第6条第1項では、配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報するよう努めることとなっています。通報のあった件数は平成29年度までは減少傾向にありましたが、平成30年度は61件の通報がありました。

県内の配偶者暴力相談支援センターへの通報件数（件）



（内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成）

DVの種類

- 1) 身体に対する暴力（殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）
- 2) 心理的な暴力（人格を否定するような暴言、「出て行け」「口答えするな」と怒鳴る、交友関係を細かく監視する、恐怖を感じるような脅しや威嚇など）
- 3) 性的な暴力（嫌がっているのに性的な行為を強要、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオを見せるなど）
- 4) 経済的な暴力（生活費を渡さない、お金の使途を細かくチェックする、仕事をさせないなど）
- 5) 子どもを利用した暴力（子どもに暴力を見せる、「子どもに暴力を振るう」と脅す、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど）

DVが与える影響として、被害者は暴力により、ケガなど身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を目撃した子どもに様々な心身の症状が表れることがあります。その上、暴力を目撃しながら育ったことで、子ども自身が感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

2 市の現状

(1) 市民意識調査（DVに関する結果）

令和元年7月に実施した「甲賀市市政に関する意識調査」（以下「市民意識調査」という。）より（市内に住む18歳以上の男女の中から、無作為に抽出

調査数3,000人、有効回答数1,184人、回収率39.5%）

※平成25年調査は、「ドメスティック・バイオレンスに関する市民アンケート調査」

（市内に住む20歳以上の男女の中から、無作為に抽出

調査数2,000人 有効回答数782人、回収率39.1%）

※平成22年調査は、「ドメスティック・バイオレンスに関する市民アンケート調査」

（市内に住む20歳以上の男女の中から、無作為に抽出

調査数2,000人 有効回答数825人、回収率41.3%）

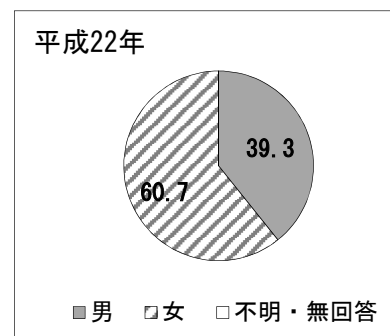
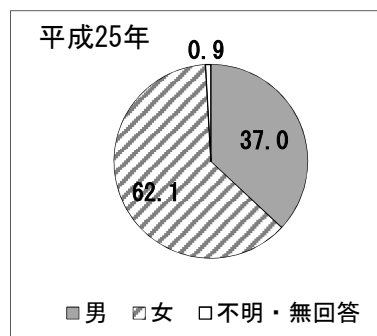
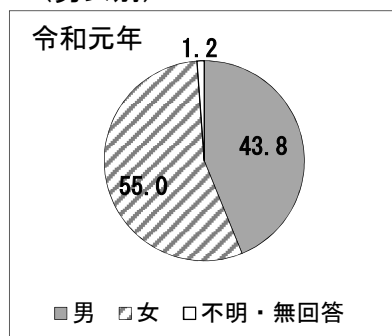
前回までの調査は、DVに特化した内容のアンケートでしたが、今回は市政全般にかかる市民意識調査による回答のため、回答者の属性内訳が前回とは異なる結果となっています。

回答者の属性を男女別でみると、女性の割合が多くなっていますが、年齢別でみると、令和元年の調査では、70歳以上の方からの回答が最も多く、以下60歳代、50歳代と続いています。

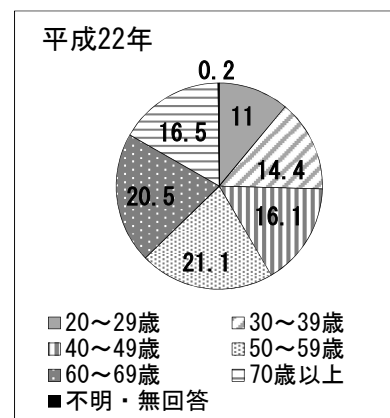
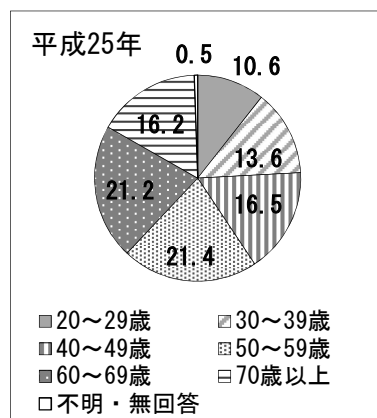
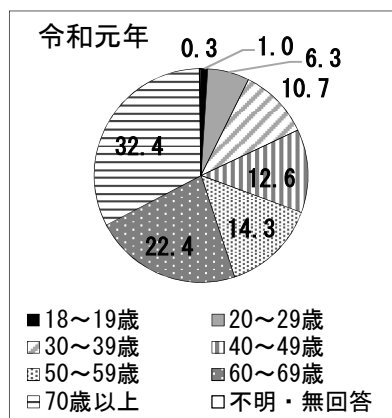
(参考)

調査票の回答割合

(男女別)



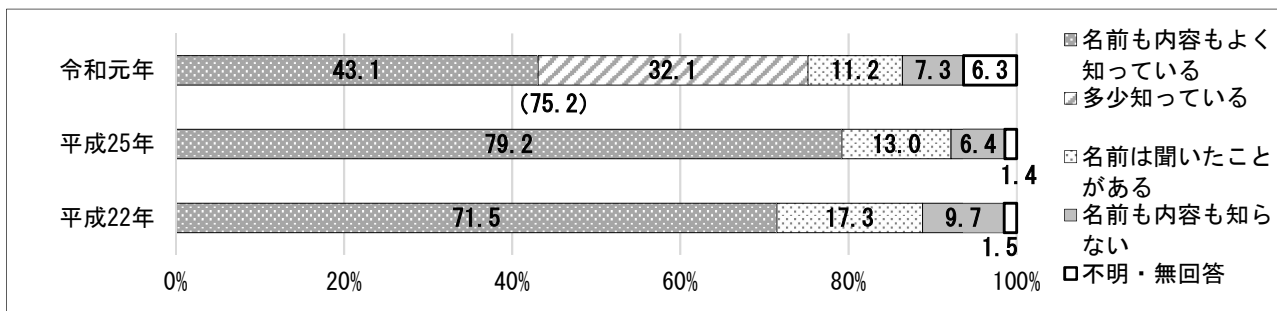
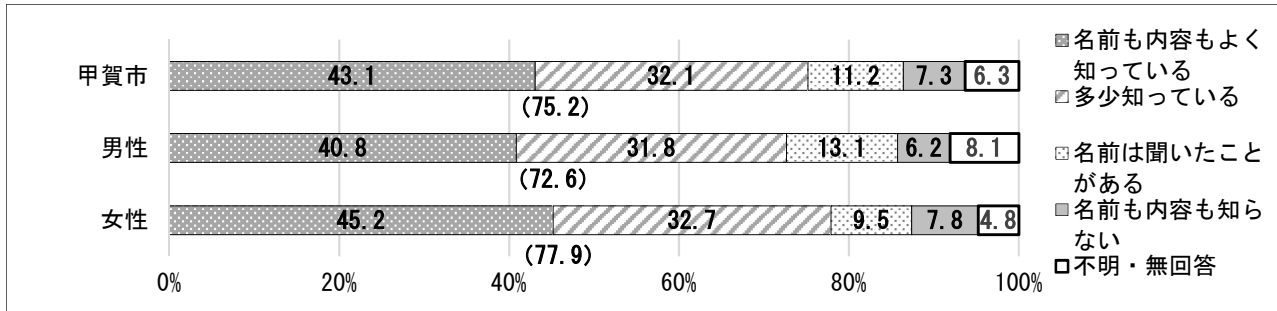
(年齢別)



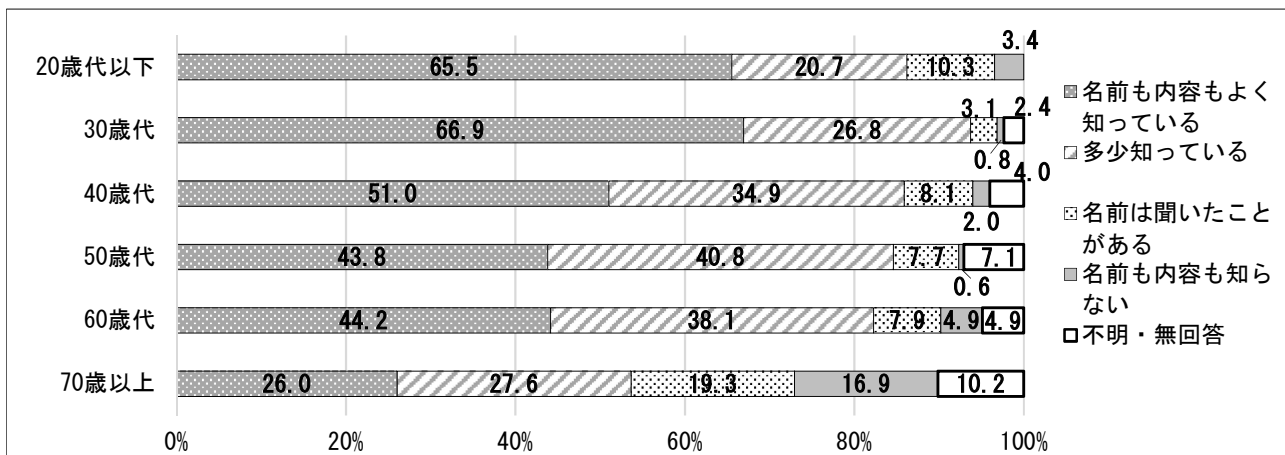
① DV・デートDVの認知度

DVの認知度について「名前も内容もよく知っている」と回答した43.1%と「多少知っている」と回答した32.1%を合わせると75.2%となり、平成25年の調査と比較すると4%低くなっています。

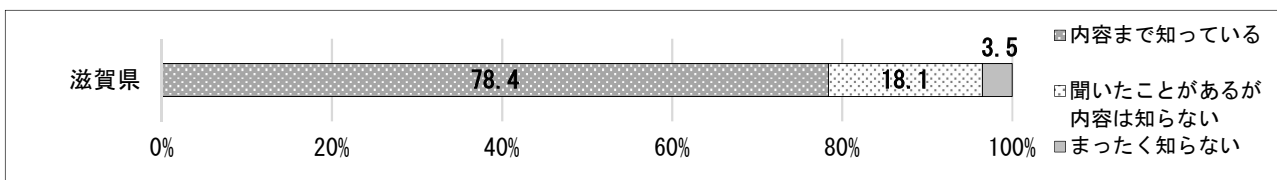
DVの認知度



年齢別にみると、概ね年代が下がるほど認知度が高くなっています。

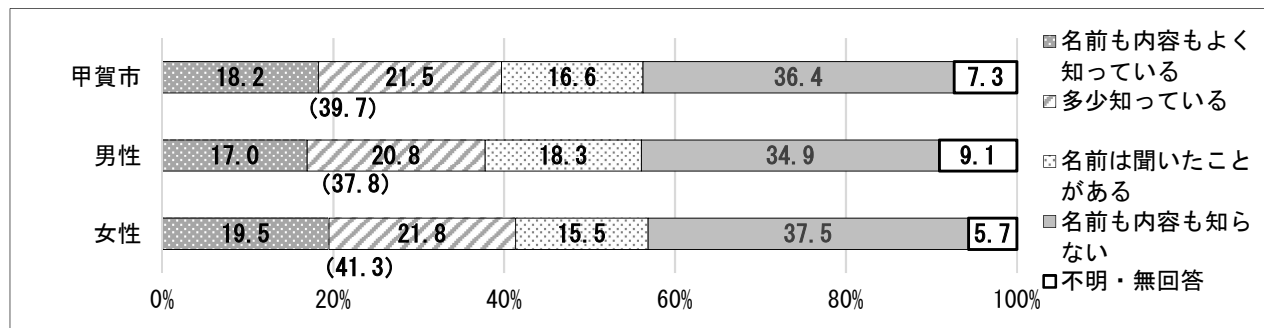


県が令和元年に実施した男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）では、「内容まで知っている」と回答した人は78.4%、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人は18.1%、「まったく知らない」と回答した人は3.5%でした。

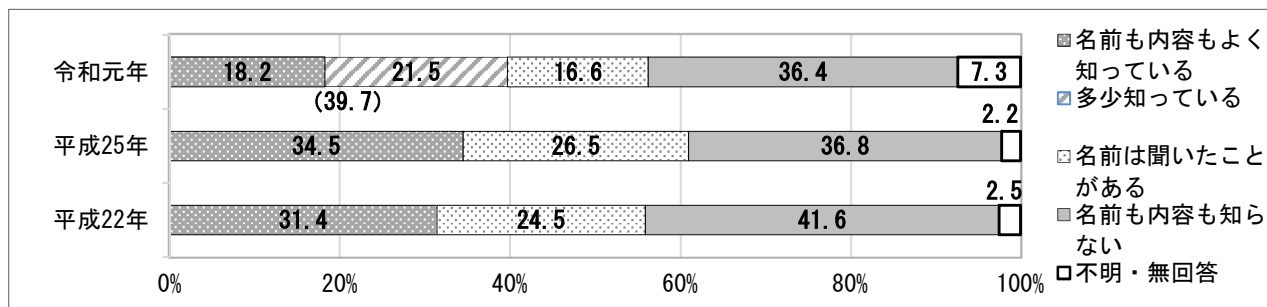


また、デートDVの認知度について「名前も内容もよく知っている」と回答した18.2%と「多少知っている」と回答した21.5%を合わせると39.7%となり、前回のデートDV認知度と比較すると5.2%高くなっています。

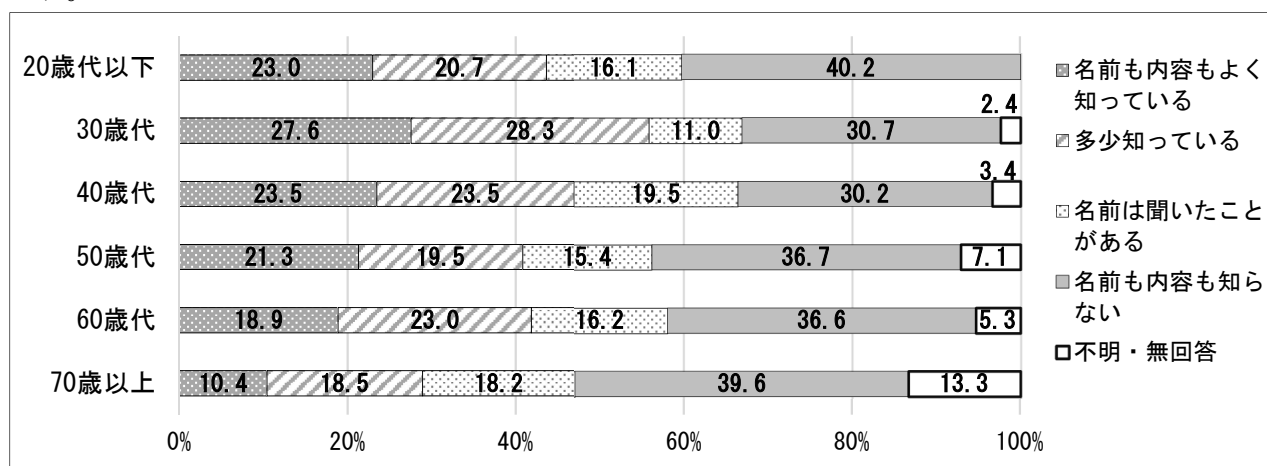
デートDVの認知度



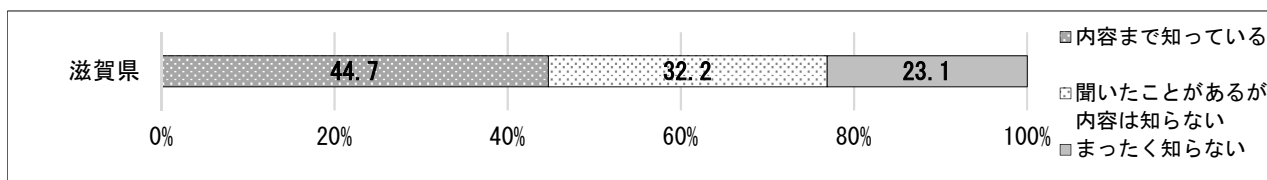
(令和元年「市民意識調査」)



年齢別にみると、概ね年代が下がるほど認知度が高くなっていますが、20歳代とそれ以下の年齢で「名前も内容も知らない」と回答した人は40.2%と高くなっています。



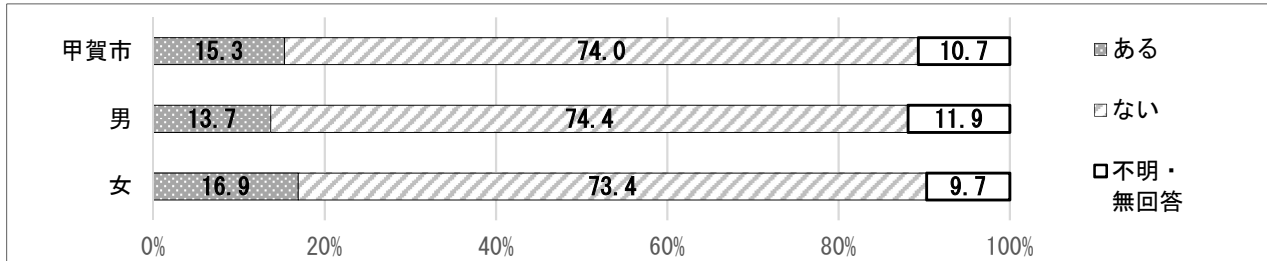
県民意識調査では、「内容まで知っている」と回答した人は44.7%、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人は、32.2%、「まったく知らない」と回答した人は23.1%でした。



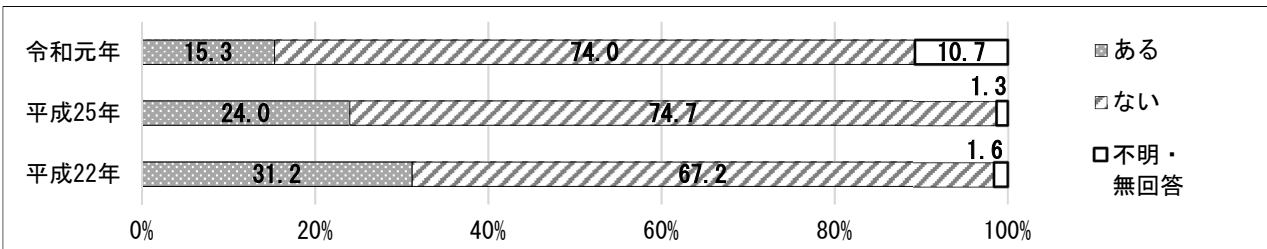
② DV被害の見聞きの経験

これまでにDVを見聞きしたことがあるとの回答は15.3%あり、平成25年に行ったアンケートの24.0%を下回りました。男性も女性も見聞きしたことがあるという回答は減少しています。

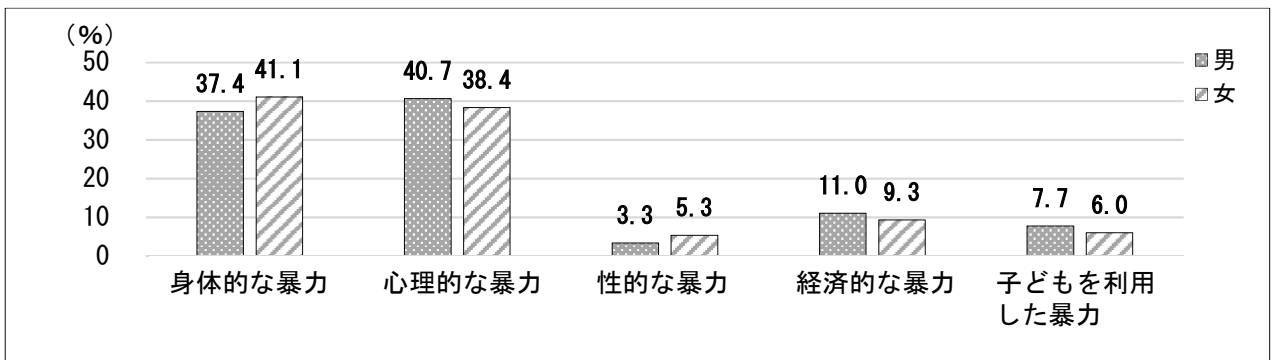
DV被害の見聞きの経験（複数選択回答）



(令和元年「市民意識調査」)



見聞きしたDV被害の内容

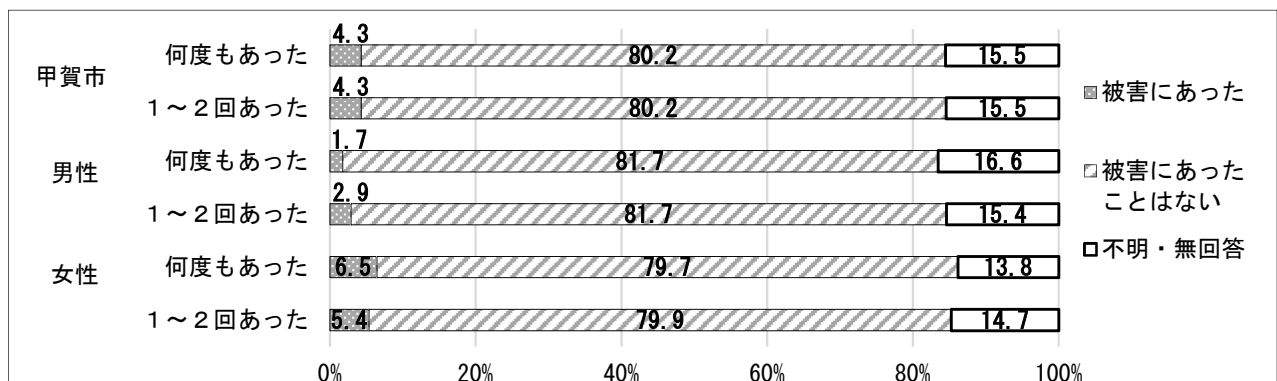


(令和元年「市民意識調査」)

③ DV被害の状況

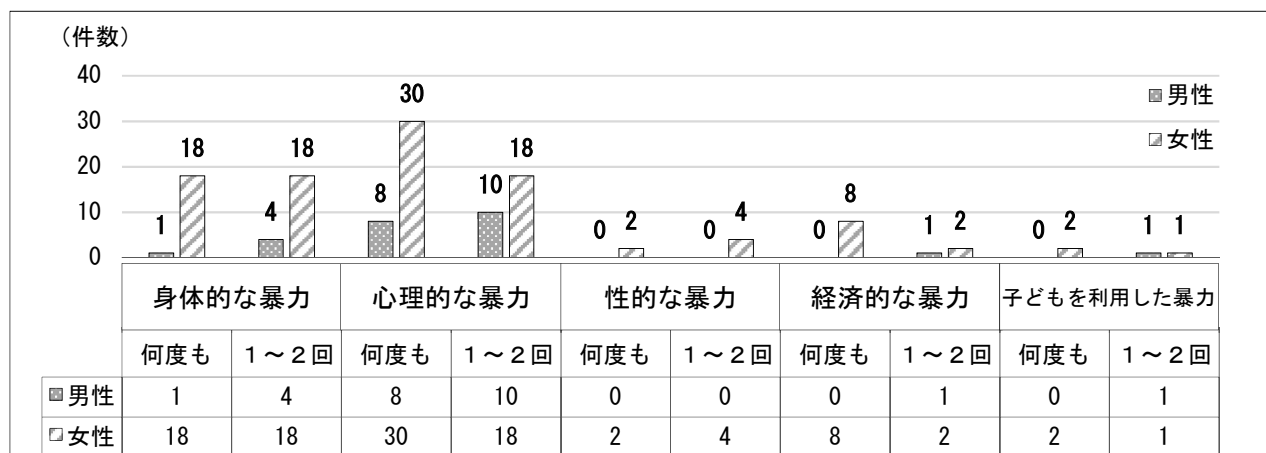
これまでにDVの被害を受けたことがある割合は「何度もあった」、「1～2回あった」が4.3%あり、男女別で見ると、女性の被害の割合が男性より高くなっています。

DV被害の状況



(令和元年「市民意識調査」)

実際に何らかのDV被害にあった経験があると回答した実人数（複数回答あり）は下図のとおりでした。

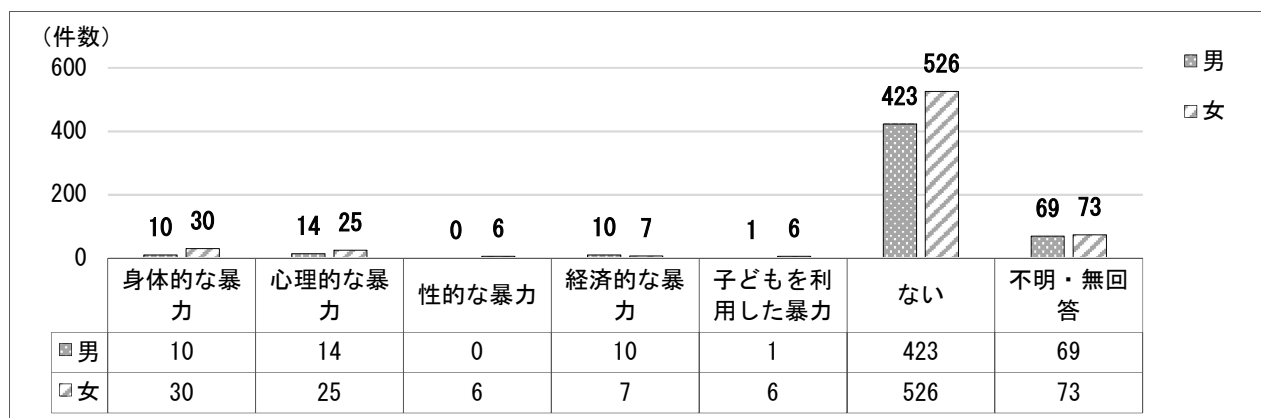


（令和元年「市民意識調査」）

④ DV被害に関する相談を受けた経験

DV被害にあった人から相談を受けたことがあると回答した人数（複数回答あり）は下図のとおりで、年齢別に見ると、30歳代以降の方が相談を多く受けています。

DV被害にあった人から相談を受けた（件）

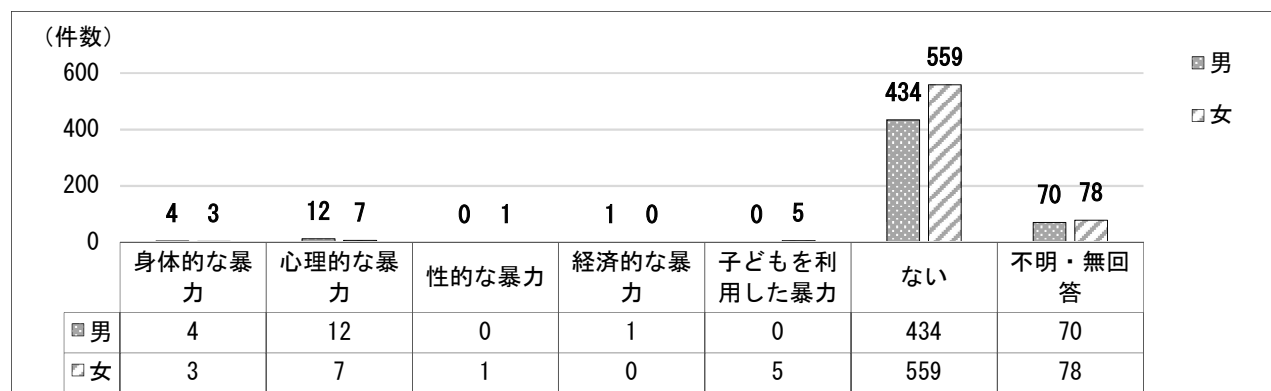


（令和元年「市民意識調査」）

⑤ DV行為をした経験

ほとんどの人が、自分がDV行為をしたことはないとの回答ですが、DV行為をしたと認識している人もありました。

自分が身体的・心理的暴力と思える行為をした経験状況（件）

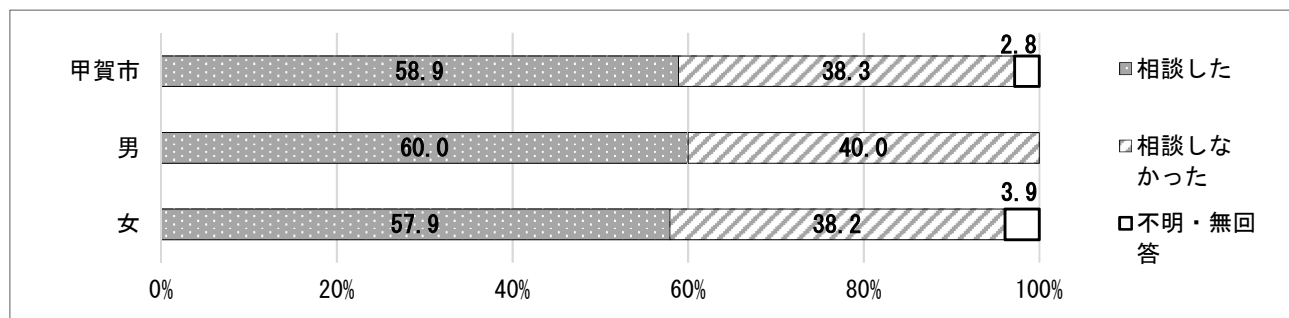


（令和元年「市民意識調査」）

⑥ DV被害に関する相談状況

DVの被害を受けたことがある人のうち、多くの方がどこか（誰か）に相談していますが、相談先の多くは家族や親戚、友人・知人であり、公的機関へ相談した経験のある人は5～10％程度にとどまっています。

相談状況

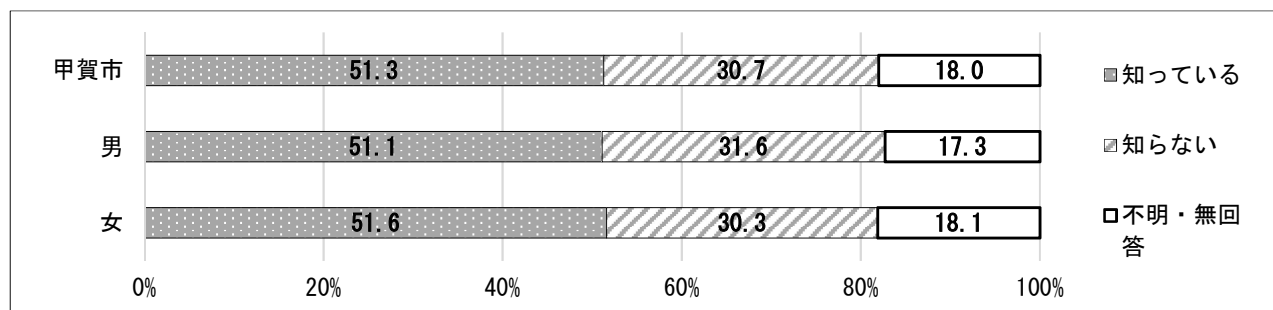


(令和元年「市民意識調査」)

DVに関する相談窓口については、半数以上の方が「知っている」と回答されましたが、相談窓口を「知らない」と回答した人が30.7％となっています。

県民意識調査においても、DVの相談機関について、「いずれの相談機関も知らない」と回答した人は41.1％ありました。

相談窓口の認知度（複数選択回答）

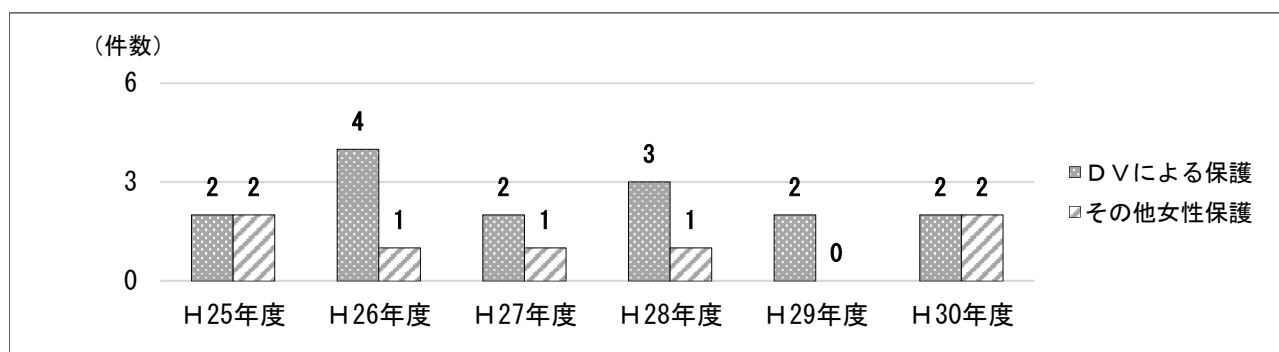


(令和元年「市民意識調査」)

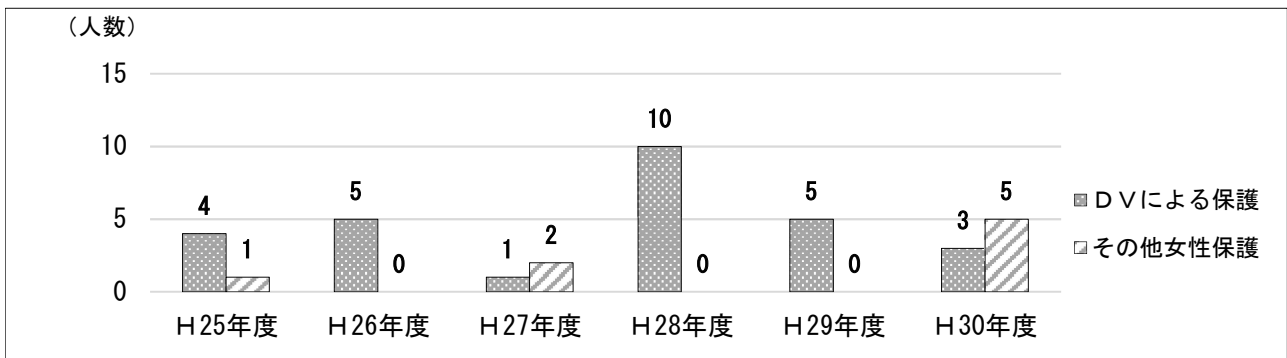
(2) 一時保護の状況

平成25年度以降、県で一時保護を行った者のうち、市内の保護件数および被害者が同伴した子どもの人数は以下のとおりとなっています。

一時保護件数年次推移（件）



一時保護に被害者が同伴した子どもの人数（人）

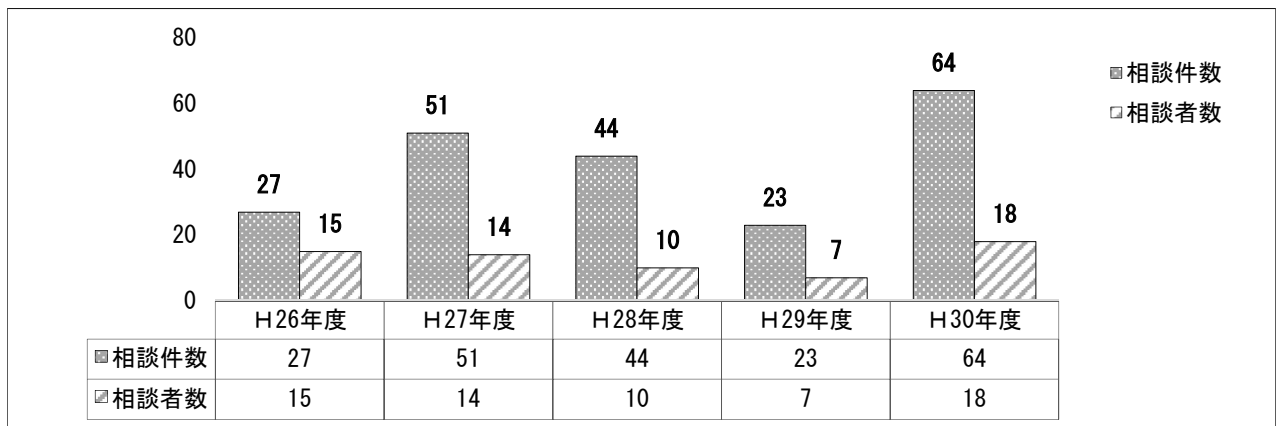


(3) 市への相談等の状況

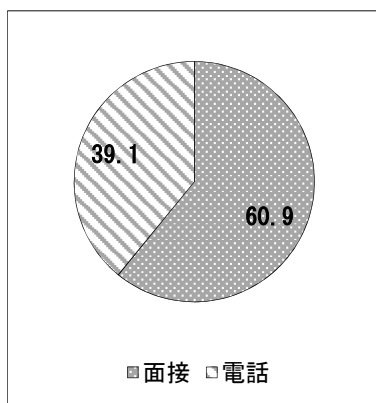
家庭児童相談室への電話や面談等での相談対応件数は次の図のとおりです。平成30年度は、相談者数のうち、約3割が外国人からの相談でした。

家庭児童相談室における相談件数等

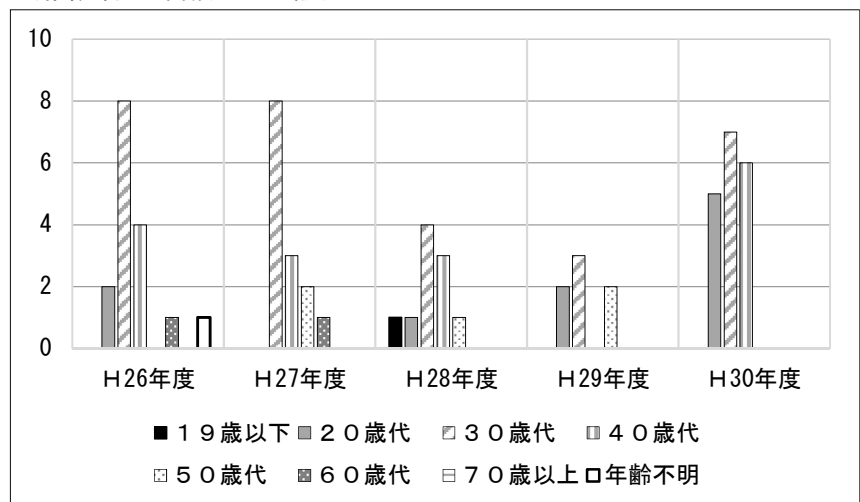
(相談件数と相談者数)



(相談方法
平成30年度)



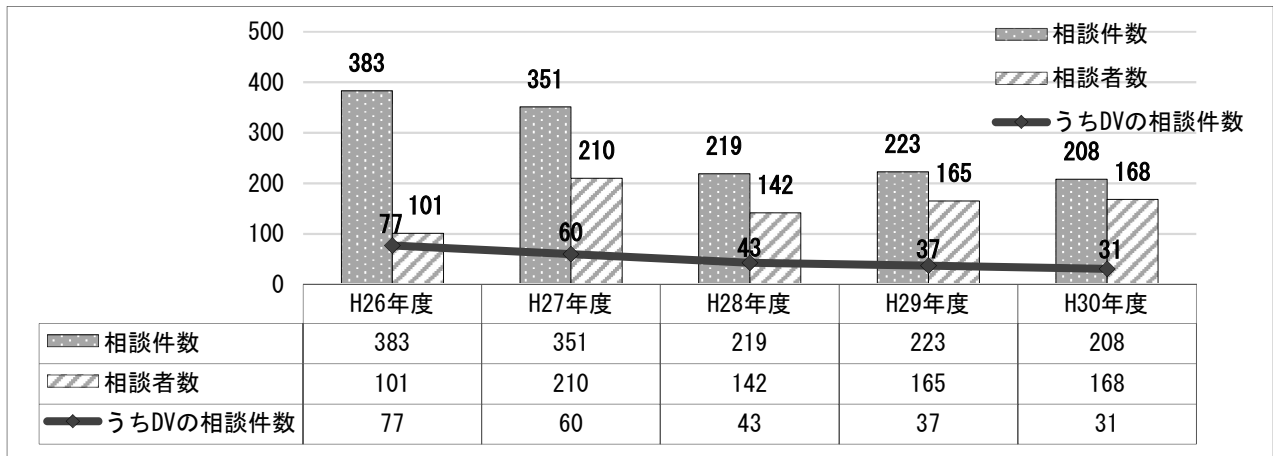
(相談者の年齢別の内訳)



また、人権推進課への相談対応件数は下図のとおりです。

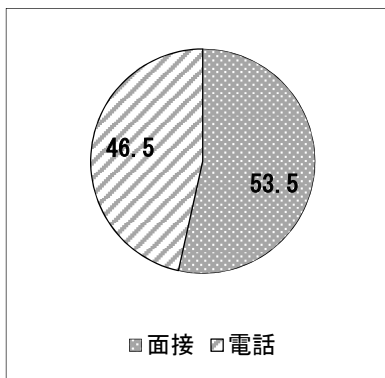
人権推進課における相談件数等

(相談件数と相談者数)

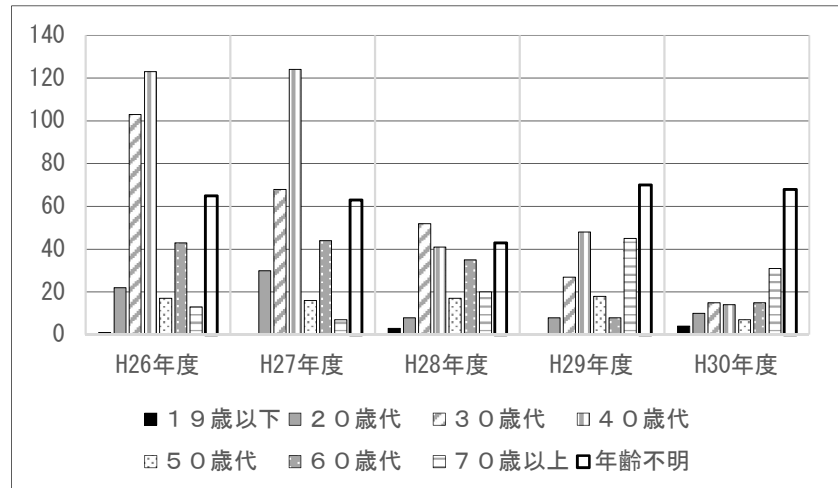


(相談方法

平成30年度)



(相談者の年齢別の内訳)



DV被害者が加害者から逃げられない理由

- ・繰り返される暴力によって、身体も心も傷つき、逃げる気力を失っている。
- ・逃げたら殺されるかも知れないという恐怖
- ・配偶者の収入がないと生活できないという経済的理由
- ・子どもために家庭を壊したくないという責任感
- ・・・・などがありますが、それ以前にその家庭が、被害者自身の生活の拠点でもあります。

DVのサイクル

(繰り返され、エスカレートする暴力)

DVには一定のサイクルがあり、暴力を振るい終わった後には比較的安定し、謝罪したりすることもあるので、被害者も加害者に対して「立ち直って欲しい」、「暴れている時が異常で本来は優しい人」と思ってしまいがちです。また暴力への恐怖という精神的な興奮状態と安定している時の優しさによる精神的な安定状態が交互に現れることにより、被害者にも精神的な依存の状態が発生しがちです。

緊張の蓄積期

加害者側：イライラ感などの緊張が高まっていき、小言や注文が多くなる。
被害者側：気配を感じ取り、緊張をほぐそうとする。

暴力
爆発期

加害者側：緊張がピークに達し、怒りのコントロールができなくなり、暴力へ。
被害者側：重度の外傷を受ける。緊張と恐怖で、柔順になり暴力を受け入れる。

ハネムーン期(開放期)

加害者側：謝罪を繰り返し、相手を大切にしているような言動をとる。
被害者側：謝罪を信じたいと思う。変わってくれると期待する。

(4) DVをめぐる課題

① DVを未然に防止する取り組み

- 市民意識調査では、DVについて「名前も内容も知らない」との回答が一定数あります。どのような理由であっても、また、親密な間柄であっても、暴力は決して許されるものではないという意識づくりのために、生活の場である地域や企業による見守りやDV防止の気運を高めていくことが必要です。
- 市民意識調査では、デートDVについての認知度が低い結果となっています。しかし、若年層の男女や結婚前にもDVは起きているため、学生等の早い時期から、DVやデートDVについての正しい知識と人間関係のあり方を身につけることが重要です。
- DVは、女性だけでなく、男性が被害者となる場合や同性の交際相手でも起こり得ることを認識するための啓発が必要です。
- DVの発生そのものをなくすためには、加害者の更生が不可欠です。しかし、加害者自身が自分の行っている行為がDVであることを認識していないことも多く、意図せず加害者になっていることがあるため、DV加害者に気付きを促す啓発が必要です。

② 相談体制づくり

- 被害者にとって身近な市の相談窓口に、安心して相談できる体制の整備を行う必要があります。
- 担当者による二次的被害^{※10}を防止するための研修が重要です。
- 外国人、高齢者、障がい者など、個々の被害者の状況に配慮した支援の充実に努める必要があります。
- 市民意識調査では、DVの相談窓口について「知らない」という回答が一定数あります。また、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため相談に至らないことがあります。そのため、被害者だけでなく第三者からの通報も重要であることから、広く通報先（配偶者暴力相談支援センター・警察等）を周知することが必要で、被害者の保護を図るためには、通報先との連携・協働が必要となります。

③ 被害者の安全確保と自立支援

- 被害者は、命の危険にさらされる状況にあるため、被害者の安全が十分に確保できる体制の充実が重要です。そのため、夜間・休日等の緊急時に対応できるよう警察や配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭相談センターとの連携強化が必要です。

※10 二次的被害：配偶者等からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、さらに傷つくこと。

- 被害者の個々の状況に応じて、各制度の情報提供や利用に関する助言が適切に行える体制を整備し、被害者本人の自己決定が尊重され、本人の持っている力を発揮できる自立した生活が送れるような支援が迅速かつ柔軟に行われる必要があります。
- 暴力を受けるといふ不安が解消され、被害者が自立し、安全で安心した生活を送るためには、住宅の確保、就労支援をはじめとした経済的基盤の確立、子どもへの支援や公的扶助・ひとり親家庭に対する支援制度の活用など、自立に向けた支援が必要です。

④ 子どもの安全・安心を確保する支援

- 「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力は児童に対する「心理的虐待」になります。また、DVがある家庭では、加害者の暴力が子どもに向かい「身体的虐待」となったり、心身に傷を負った被害者が子どもの養育を放棄してしまうなど、虐待が深刻化する恐れもあります。特に昨今は、家庭内にDVが潜む状況における児童虐待が深刻化する事案が増加しており、DVと児童虐待が密接に関係していることが指摘されていることから、DVが児童虐待であることを周知し、子どもを守るためには、早期発見、適切な保護、支援ができるよう関係機関の連携した取り組みが必要です。
- 子どもを取り巻く関係職員がDVに関する正しい知識を得ることで、DVの早期発見・未然防止につながることから、関係職員への研修が必要です。

⑤ 関係機関の連携強化

- DV被害の相談内容も多様化の傾向にあり、あらゆるDV被害者に配慮した相談、被害者の安全・安心の確保をはじめ、被害者の早期発見・早期支援のため、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや各種関係団体と連携・協力して、DV防止と被害者支援の施策の推進に努める必要があります。
- DVの早期発見・早期支援のために、庁内関係機関での情報共有が必要です。
- DVの防止やDV被害者の安全確保、自立のための支援を行うことは、本市だけでできることではありません。関連機関や地域、企業との適切な役割分担や連携が必要です。

第3章 基本計画

1 計画の基本的な考え方

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、同居する子ども等にも、時が経ち、環境が変わっても消し去ることが難しい心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されるものではありません。

この計画では、「第2次甲賀市総合計画」に示すまちの未来像として、「すべての人の人権が尊重され、人と人のつながりや心のふれあいが生まれる「あい甲賀 いつもの暮らしに『しあわせ』を感じるまち」の実現に向けて、DVが身近にある重大な人権侵害であることを市民一人ひとりが認識し、暴力を許さない社会の実現を目指します。

また、配偶者に限定せずデートDVを含むあらゆるDV被害者に対し、外国人、高齢者、障がい者など個々の被害者の状況に配慮した中で、被害者の安全・安心の確保のための相談窓口の充実をはじめ、被害者の早期発見・早期支援に向け、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや各種関係団体と連携、協働した取り組みを進めます。

なお、DVと児童虐待は、家庭内で起こる立場の弱い者に対する暴力であり、その背景に共通する課題も多いことから、今後は、国で策定が予定されているDVと児童虐待に包括的に対応する指針の内容を踏まえ柔軟な取り組みを行います。

2 施策の体系

重点目標

基本目標Ⅰ

暴力を許さない社会づくりの推進

- ① DV防止のための啓発、広報事業の充実
- ② DV防止に向けた若年層への啓発、広報事業の充実

基本目標Ⅱ

安心して相談できる体制づくり

- ③ 被害者の立場に立った相談窓口づくり
- ④ 外国人・障がい者・高齢者相談窓口との連携
- ⑤ 関係外部機関との連携（県、男女共同参画センター、警察）

基本目標Ⅲ

被害者の安全確保から自立に向けた支援

- ⑥ 緊急時に被害者の安全を第一とした支援
- ⑦ 関係機関と連携した就労支援
- ⑧ 関係機関と連携した住居の支援
- ⑨ 関係機関と連携した精神的支援
- ⑩ ひとり親家庭の支援制度などをはじめとした経済的支援

基本目標Ⅳ

子どもの安全・安心を確保する支援

- ⑪ 同居する子どもの支援
- ⑫ 子どもを取り巻く関係職員のスキルアップ

基本目標Ⅴ

関係機関の連携強化

- ⑬ 庁内関係部署との情報共有
- ⑭ 外部機関との連携

3 基本目標および具体的施策の展開

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

重点目標① DV防止のための啓発、広報事業の充実

具体的施策	担当課
DVに関する正しい理解と認識を図るため講演会・セミナー等を実施します。	子育て政策課 人権推進課 商工労政課
広報紙やホームページなどを活用し、DVに関しての周知・啓発を行います。	子育て政策課 人権推進課 商工労政課
事業者や地域の団体等へ、啓発や出前講座※ ¹¹ 、啓発用DVDなどの貸出を実施します。	子育て政策課 人権推進課 すこやか支援課 商工労政課
DVは、男性から女性だけでなく、女性から男性へのDVや同性の交際相手からのものも起こり得るため、認識を図るための啓発を行います。	子育て政策課 人権推進課 商工労政課
加害者自身が「自分の行為がDVなのかもしれない」と気付けるよう、広報啓発等の取り組みを検討します。	子育て政策課 人権推進課 商工労政課

重点目標② DV防止に向けた若年層への啓発、広報事業の充実

具体的施策	担当課
各学校において、人権尊重を基盤とし、男女平等や暴力を許さないという人権教育の充実を図ります。	学校教育課
デートDV防止のため、主に若者が集まるイベントや施設などで、パンフレットの配布やポスターを掲示し、人権尊重と暴力を許さないという予防啓発を実施します。	子育て政策課 人権推進課 商工労政課 社会教育 スポーツ課

※¹¹ 出前講座：市民と行政が対話し、信頼関係を深め、市民との協働のまちづくりを進めることを目的に実施。10人以上の市民で構成する団体等からの希望に応じ、市職員が出向き、希望のあった内容についての説明を行います。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標③ 被害者の立場に立った相談窓口づくり

具体的施策	担当課
被害者が安心して相談できる体制を整備します。	子育て政策課 人権推進課
市民からの通報の意義と必要性や相談機関、通報先等を広く市民に周知します。	子育て政策課 人権推進課
被害者に対し、適切な情報提供ができるよう、必要と思われる情報収集に努めます。	子育て政策課 人権推進課
担当者による二次的被害を防止するため、関係機関の職員に二次的被害の防止と適切に対応するための研修を実施し、支援者を育成します。	子育て政策課 人権推進課

重点目標④ 外国人、障がい者、高齢者相談窓口との連携

具体的施策	担当課
外国人の相談、支援のための通訳の確保と関係機関との連携に努めます。	子育て政策課 政策推進課 生活環境課 人権推進課
高齢者・障がい者の被害者については、被害者の状況に応じた適切な支援を行えるよう高齢者支援担当、障がい者支援担当と連携して支援を行います。	子育て政策課 人権推進課 障がい福祉課 長寿福祉課 すこやか支援課

重点目標⑤ 関係外部機関との連携（県、男女共同参画センター、警察）

具体的施策	担当課
中央子ども家庭相談センター、男女共同参画センター、警察等と連携・協力することで、被害者の早期発見・早期予防に努めます。	子育て政策課 人権推進課

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保から自立に向けた支援

重点目標⑥ 緊急時に被害者の安全を第一とした支援

具体的施策	担当課
被害者が保護を求めてきた際は、必要に応じて被害者と同伴家族の一時保護依頼を行い、入所までの間、警察等と連携を取りながら、安全の確保および同行支援を行います。	子育て政策課 長寿福祉課 すこやか支援課
夜間や休日等に緊急に保護が必要となった場合に、スムーズに保護につながるよう警察や子ども家庭相談センター等の関係機関との連携を図ります。	子育て政策課 長寿福祉課 すこやか支援課

重点目標⑦ 関係機関と連携した就労支援

具体的施策	担当課
ハローワークと連携して、母子・父子自立支援員や就労相談員による就業等の支援を行います。	子育て政策課 生活支援課

重点目標⑧ 関係機関と連携した住居の支援

具体的施策	担当課
県営住宅・市営住宅等の入居者募集の情報提供を行います。また、市営住宅の優先入居 ^{※12} の対象としての取り扱いを行なうことで、被害者の居住の安定を図ります。	住宅建築課
必要に応じ、市営住宅の目的外使用制度 ^{※13} を活用し、被害者の自立支援に努めます。	住宅建築課

重点目標⑨ 関係機関と連携した精神的支援

具体的施策	担当課
心身の健康面での支援が必要な場合は、保健所・保健センター、また、医療機関や配偶者暴力相談支援センター等と連携して継続支援に努めます。	子育て政策課 障がい福祉課 すこやか支援課

重点目標⑩ ひとり親家庭の支援制度などをはじめとした経済的支援

具体的施策	担当課
必要に応じ、生活保護制度の利用や母子生活支援施設の入所措置を行なうなど適切な保護を実施します。	子育て政策課 生活支援課
健康保険、国民年金、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭福祉関連制度等に関する申請援助、助言を行います。	子育て政策課 保険年金課

※12 優先入居：募集住宅に対し、複数の申込みがあった場合、「住宅困窮の度合の分類表」に基づき、順位を決め、入居者を決定します。同順位の方が、複数ある場合は公開抽選を行います。市における優先入居者は、「20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯」、「老人」、「心身障がい者」、「DV被害者」、「引揚者」、「炭鉱離職者」です。

※13 目的外使用制度：期限を定めて公営住宅の空室に入居できる制度。ただし、国へ目的外使用申請をし、許可を受けることが前提となります。

基本目標Ⅳ 子どもの安全・安心を確保する支援

重点目標⑪ 同居する子どもの支援

具体的施策	担当課
転出入や転居の際に、学校・幼稚園・保育園等と連携して、被害者や子どもに適切な対応と支援を実施します。	保育幼稚園課 学校教育課
保育園や放課後児童クラブへの柔軟な受け入れができるよう連携を図ります。	子育て政策課 保育幼稚園課
心のケアが必要な児童について、学校等で個別支援が受けられるよう連携を図ります。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課
被害者と子どもの適切な保護ができるよう要保護児童対策地域協議会※ ¹⁴ を活用し、関係機関との連携支援に努めます。	子育て政策課
被害者と同居する子どもに関して、関係機関と連携し、継続した子育て支援の実施に努めます。	子育て政策課
DVによる児童虐待のおそれがある家庭や一時保護所を退所した家庭に対して、関係機関と連携し、見守り体制の構築に努めます。	子育て政策課

重点目標⑫ 子どもを取り巻く関係職員のスキルアップ

具体的施策	担当課
保育士、教職員、保健師等子どもを取り巻く関係職員を対象に、DVに関する啓発・研修を実施し、DV・児童虐待への気づき、支援に努めます。	子育て政策課 人事課 人権推進課 保育幼稚園課 学校教育課

※¹⁴ 要保護児童対策地域協議会：児童福祉法第25条の2に規定されている法定協議会で、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議・調整を行なう機関。本市では、「甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会」がその役割を担っています。

基本目標Ⅴ 関係機関の連携強化

重点目標⑬ 庁内関係部署との情報共有

具体的施策	担当課
DV被害者の適切な支援を行なうため、庁内関係部署との情報共有・連携支援に努めます。	子育て政策課 人権推進課 長寿福祉課 すこやか支援課
甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）にて、計画の進捗状況の管理を行い、DV防止と被害者の保護のための施策の実施の推進に努めます。	子育て政策課

重点目標⑭ 外部機関との連携

具体的施策	担当課
被害者の発見・通報に関して医療機関との連携を図ります。相談機関の情報提供を円滑に行っていただけるように、医療機関にパンフレット等の配付を行います。	子育て政策課 すこやか支援課
本基本計画の進捗状況について、甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」という。）に報告をし、DV防止と被害者の保護のための施策の実施の推進に努めます。	子育て政策課

●数値目標

計画の数値目標については、最終目標までに目標値の達成状況を把握し、目標達成に努めます。

指 標		現状	目標
		令和元年度	令和10年度
1	DVの認知度	75.2%	98.0%
2	デートDVの認知度	39.7%	90.0%
3	相談窓口の認知度	51.3%	90.0%

第4章 計画の推進に向けて

DVはこれまで、夫婦間や家庭内の問題として、長い間潜在化し、放置されてきた経緯があります。平成13年4月にDV防止法が制定された後、DV被害者の支援およびDV防止の取り組みは、少しずつ進んでいるものの、まだまだ十分と言える状況ではありません。それは、個別的な支援の努力はやめてはならないが、問題の根、つまり社会に届く実践が重要であることを示しています。本計画の目標にあるように「暴力を許さない社会づくり」に向け、市民一人ひとりの意識の醸成が計画の推進には不可欠といえます。

本計画は、中長期的な視点をふまえたうえで、第2次甲賀市総合計画の計画期間の令和10年度までの9年間の長期計画を定めたものです。総合計画と同様、市民、企業、事業所、議会および行政が連携・協力し、市民一人ひとりが「しあわせ」を実感できるまちとなるよう取り組みを進めていきます。本計画期間の9年間において、5つの基本目標の達成に向け、社会情勢への変化や多様な生きづらさにも柔軟な体制で臨み、各課題に取り組んでいきます。

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市が主体となりながら、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや自治振興会等の地域団体、各種関係団体が連携し、周知・啓発も含め協働して取り組んでいきます。

市および策定等委員会が計画の推進役であるという自覚と責任をもち、「個人的なことは社会的なこと」と捉え、広く市民の参加支援を促しDVの問題に取り組んでいくことが重要です。

2 実施状況等の点検・評価・見直し

本計画は、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、施策の効果や課題等について、庁内検討委員会や策定等委員会等において評価・点検を行い、協働して推進に努めます。また、国の制度改正やDVを取り巻く社会実態の変化への対応、甲賀市総合計画の見直し等により盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行い、見直し結果を施策に反映し、暴力のない社会を実現するための施策を推進していきます。

計画の策定と同じく、庁内検討委員会や策定等委員会の各委員が専門的立場から現状を把握し、市民の意見が反映されるよう工夫しながら、地域の実情に根差した見直しを行い、施策に反映します。

參考資料

○甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定
等委員会設置要綱

平成22年2月1日

告示第3号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3に基づき、市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する「甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（以下「計画」という。）を策定及び推進するため、甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の推進に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 医療機関
- (3) 人権擁護委員
- (4) 甲賀警察署
- (5) 中央子ども家庭相談センター
- (6) 母子寡婦福祉団体
- (7) 男女共同参画を推進する団体
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、会議において、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見及び説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会において他の委員から開示され、又は知り得た情報を委員会の承諾なしに第三者に開示してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(部会の設置)

第8条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について、調査、研究及び検討を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、こども政策部子育て政策課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（平成25年告示第79号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第45号）

この告示は、平成27年8月20日から施行する。

付 則（平成29年告示第8号）

この告示は、平成29年2月20日から施行する。

付 則（平成29年告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和2年告示第24号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

○甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内
検討委員会設置規程

平成30年12月20日

訓令第18号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及びその推進について必要な事項を調査及び検討するため、甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表で定める課から選出する者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、子育て政策課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども政策部子育て政策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

付 則

この訓令は、平成30年12月20日から施行する。

付 則（平成31年訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第３条関係）

所 属	
総合政策部	政策推進課
市民環境部	市民課 保険年金課 生活環境課 人権推進課
健康福祉部	生活支援課 障がい福祉課 長寿福祉課 すこやか支援課
こども政策部	子育て政策課 保育幼稚園課
産業経済部	商工労政課
建設部	住宅建築課
教育委員会事務局	学校教育課 社会教育スポーツ課

策定経緯

年月日	項 目	内 容
平成31年 1月 9日	平成30年度 第1回甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」）	・DVの現状・防止にかかる基本計画について ・基本計画の見直しについて
1月15日	平成30年度 第1回甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」）	・委員長・副委員長の選出について ・DVの現状について ・基本計画の概要と見直しについて
3月 8日	第2回 庁内検討委員会	・平成30年度の進捗状況について ・基本計画の策定方針について ・基本計画にかかる市民意識調査について
3月22日	第2回 策定等委員会	・平成30年度の進捗状況について ・基本計画の策定方針について ・基本計画にかかる市民意識調査について
令和元年 5月23日	令和元年度 第1回 庁内検討委員会	・DVの現状について ・基本計画の策定について ・基本計画にかかる市民意識調査について ・基本計画の進捗管理について
6月11日	令和元年度 第1回 策定等委員会	・基本計画の策定について ・基本計画にかかる市民意識調査について
7月	市政に関する意識調査 実施	調査数 3,000 人 回収数 1,184 人 回収率 39.5 %
10月 3日	第2回 庁内検討委員会	・市政に関する意識調査結果について ・基本計画(案)について ・基本計画の進捗管理について
10月15日	第2回 策定等委員会	・市政に関する意識調査結果について ・基本計画(案)について
令和2年 1月14日	第3回 策定等委員会	・基本計画案について ・パブリックコメントの実施について
2月 1日 ～3月 1日	パブリックコメント(意見募集)実施	・市ホームページおよび子育て政策課等で公開
3月 2日	第3回 庁内検討委員会	・令和元年度進捗状況報告 ・基本計画案について
3月12日	第4回 策定等委員会	・基本計画案について ・パブリックコメントの結果について
3月	計画改訂・公表	・基本計画の策定

○ 策定委員会委員

敬称略

役 職	氏 名	区 分	所 属
会 長	西村 泰雄	その他市長が適当と認める者	甲賀人権擁護委員協議会
副会長	渡邊 満栄	その他市長が適当と認める者 民生委員児童委員	民生委員児童委員
委 員	堅田 眞弓	民生委員児童委員	民生委員児童委員
委 員	田中 健二	医療機関	公立甲賀病院事務部医事課
委 員	増山 好子	人権擁護委員	甲賀人権擁護委員協議会
委 員	小谷 正樹	甲賀警察署	甲賀警察署生活安全課
委 員	奥谷 晃史	中央子ども家庭相談センター	中央子ども家庭相談センター(平成 30 年度)
委 員	秋野 滋彦	中央子ども家庭相談センター	中央子ども家庭相談センター(令和元年度)
委 員	西田 喜代子	母子寡婦福祉団体	甲賀市ひとり親家庭福祉の会
委 員	鹿田 由香	男女共同参画を推進する団体	一般社団法人育児ひろばアプリコット
委 員	曾田 玲	その他市長が適当と認める者	甲賀市国際交流協会

○ 庁内検討委員会

所 属	
総合政策部	政策推進課(地域コミュニティ推進課 平成 30 年度)
市民環境部	市民課
	保険年金課
	生活環境課
	人権推進課
健康福祉部	生活支援課
	障がい福祉課
	長寿福祉課
	すこやか支援課
こども政策部	子育て政策課
	保育幼稚園課
産業経済部	商工労政課
建設部	住宅建築課
教育委員事務局	学校教育課
	社会教育スポーツ課(社会教育課 平成 30 年度)
総務部	

第3回 甲賀市市政に関する意識調査報告（一部抜粋）

①性別

問1 あなたの性別を教えてください。（○は1つだけ）

○性別は、「女」が55.0%、「男」が43.8%となっている。

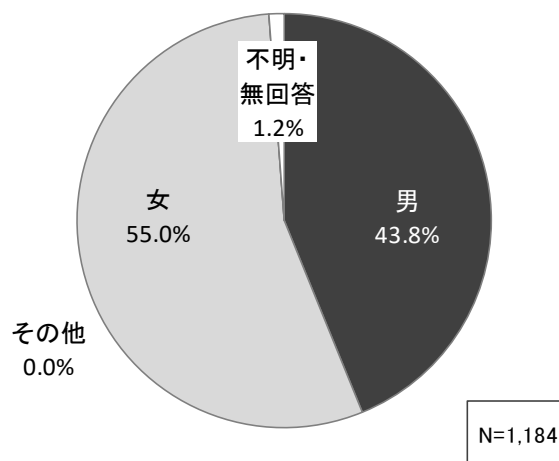


図1 性別

②年齢

問2 あなたの年齢は、7月1日現在でいくつですか。（○は1つだけ）

○年齢は、「70歳以上」が32.4%で最も多く、以下、「60歳代」が22.4%、「50歳代」が14.3%、「40歳代」が12.6%と続いている。

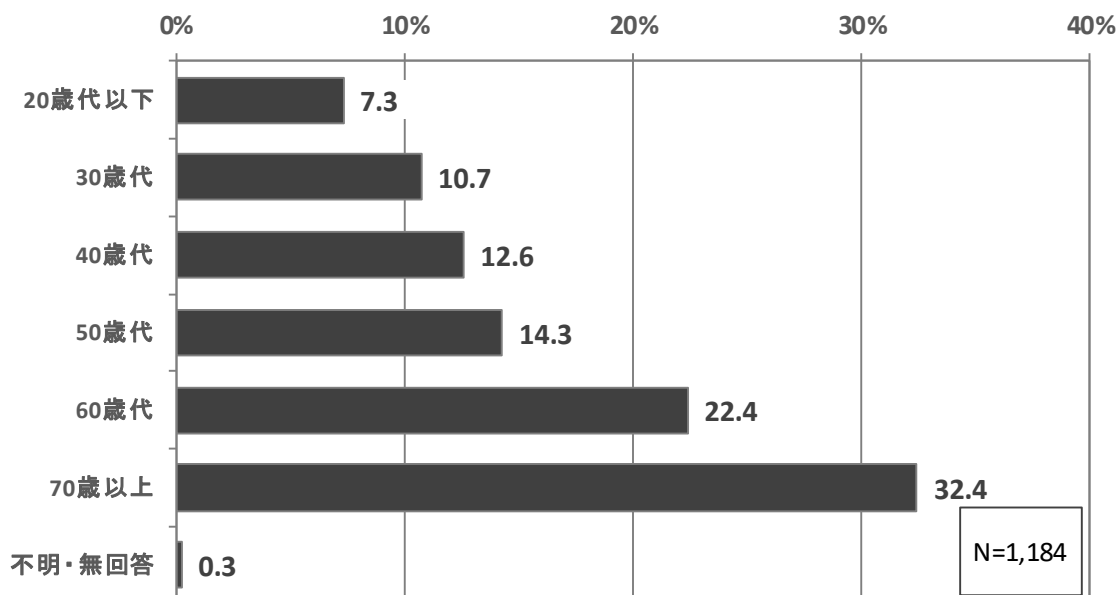


図2 年齢

③居住地域

問3 あなたのお住まいの地域はどちらですか。(○は1つだけ)

○居住地域は、「水口地域」が39.8%で最も多く、以下、「甲南地域」が24.0%、「甲賀地域」が13.4%と続いている。

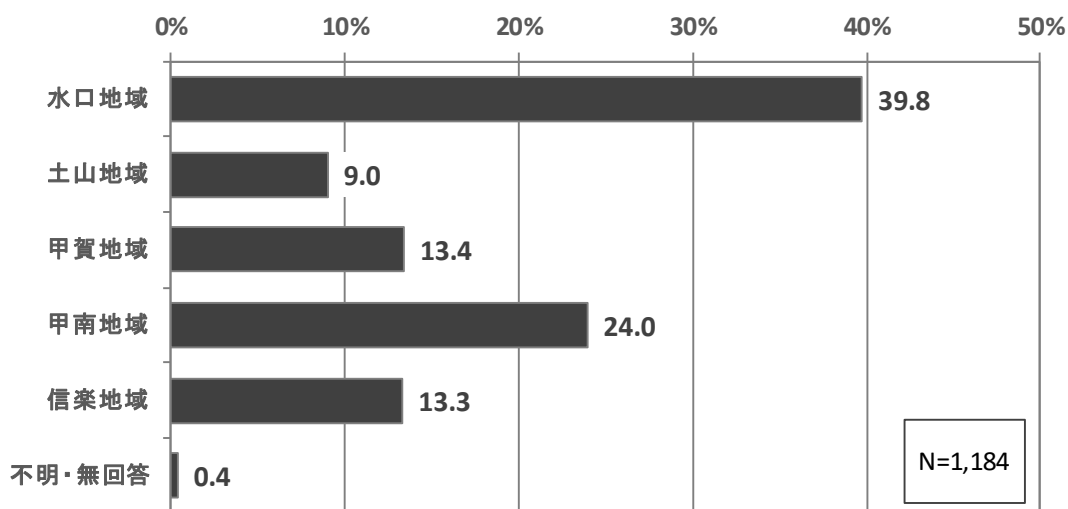


図3 居住地域

④甲賀市の居住歴

問4 あなたは、いつから甲賀市にお住まいですか。(○は1つだけ)

付問1 問4で「2」または「3」と回答された方におたずねします。
甲賀市に転入後、何年ぐらいになりますか。(○は1つだけ)

○甲賀市の居住歴は、「生まれてからずっと甲賀市に住んでいる」が44.4%で最も多く、次いで、「市外で生まれて甲賀市に転入した」が41.6%となっている。

○転入してきた人の甲賀市転入後の年数は、「10年以上」が79.5%で最も多く、次いで、「3年～10年未満」が12.3%となっている。

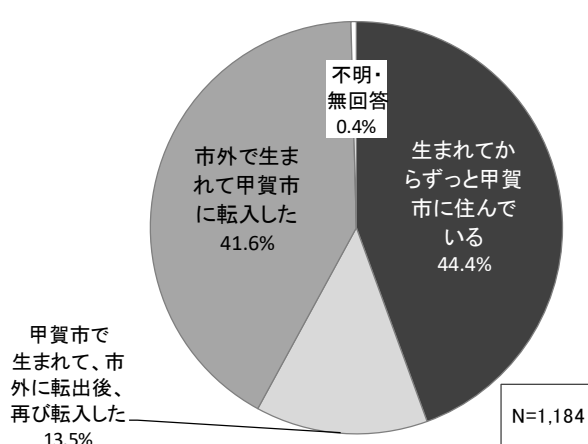


図4 甲賀市の居住歴

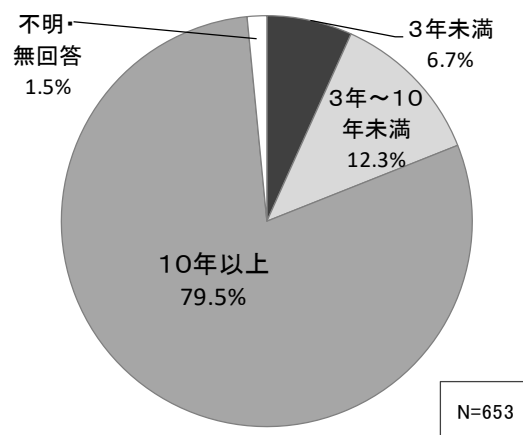


図5 甲賀市転入後の年数

⑤世帯（同居）構成

問5 あなたの世帯（同居）の構成はどれですか。（○は1つだけ）

付問1 問5で「3・4・5」のいずれかに回答された方におたずねします。
就学前または就学しているお子様・お孫様（同居）はおられますか。（複数選択回答）
※別居されているお子様・お孫様は含みません

○世帯（同居）構成は、「二世帯世帯」が42.8%で最も多く、以下、「夫婦のみ」が27.2%、「三世帯世帯」が16.3%と続いている。

○就学前または就学している子ども・孫（同居）は、「小学生」が15.9%で最も多く、以下、「高校生」が14.2%、「専門学校生・短大生・予備校生・大学生（大学院生）」が12.2%と続いている。また、「就学前または就学している子どもはいない」は40.7%となっている。

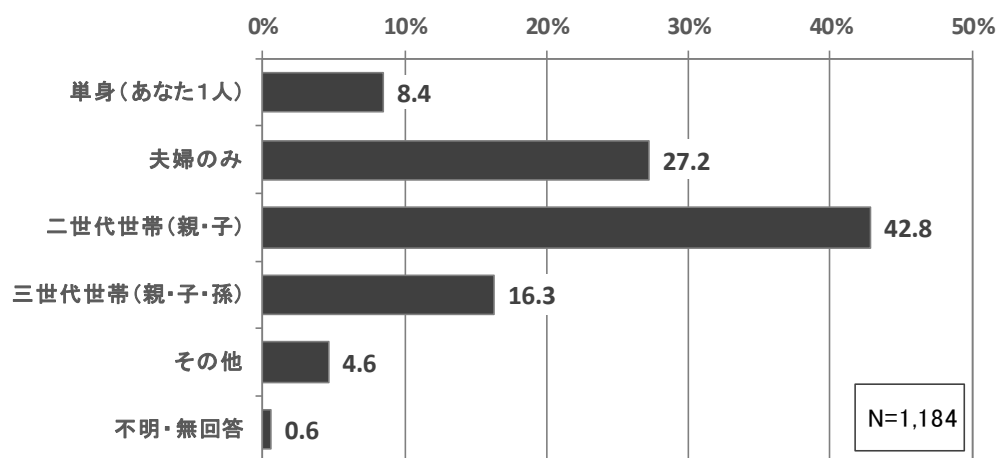


図6 世帯（同居）構成

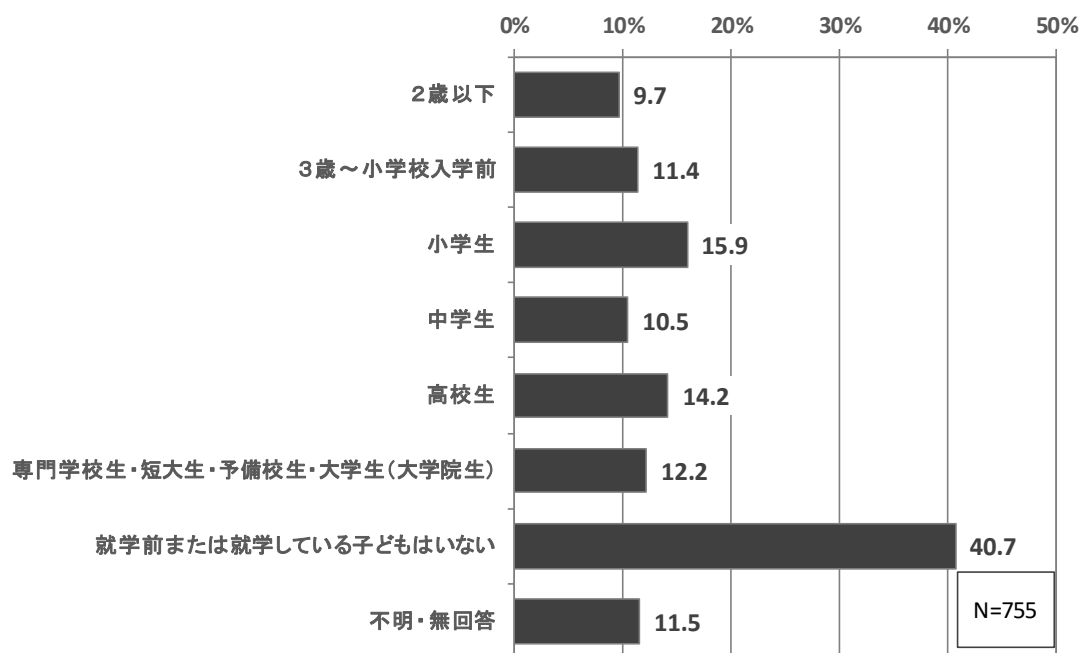


図7 就学前または就学している子ども・孫（同居）

⑥職業

問6 あなたの職業は何ですか。(○は1つだけ)

付問1 問6で「1～5」のいずれかに回答された方におたずねします。

あなたの主な勤務地（通学地）はどちらですか。(○は1つだけ)

○職業は、「無職・その他」が33.0%で最も多く、以下、「会社員」が25.9%、「パート・アルバイト」が16.6%、「専業主婦・主夫」が11.5%と続いている。

○通勤地（通学地）は、「甲賀市内」が61.9%で最も多く、次いで、「甲賀市以外の滋賀県内の市町」が20.9%となっており、「自宅」(6.5%)と合わせると滋賀県内が89.3%を占めている。

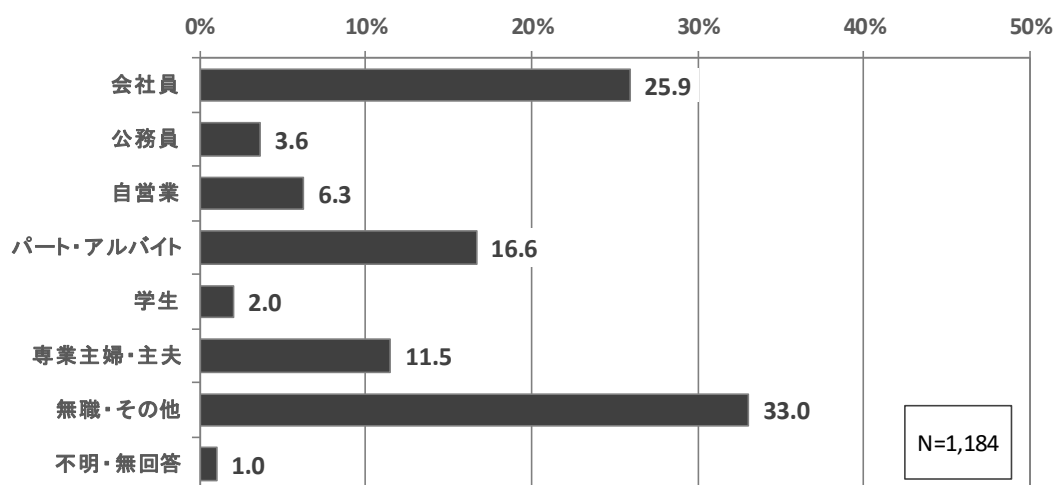


図 8 職業

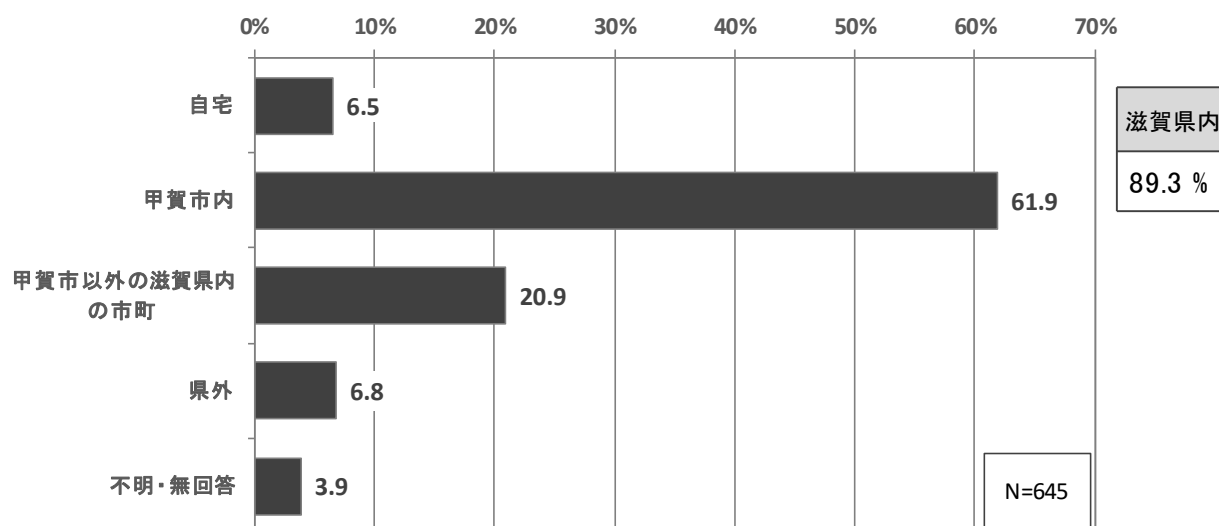


図 9 通勤地（通学地）

調査結果（DV関係）

（６）「DV」「デートDV」の認知度【新規設問】

問２６ あなたは、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「デートDV」を知っていますか。（○はそれぞれ１つずつ）

○「DV」については、「名前も内容もよく知っている」が43.1%で最も多く、次いで「多少知っている」が32.1%となっており、認知度が高いが、「デートDV」については、「名前も内容も知らない」が36.4%で最も多くなっている。

(N=1,184)

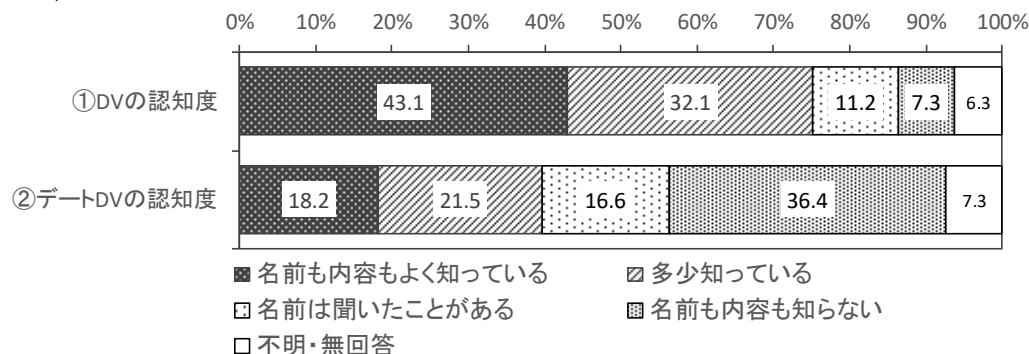


図 107 「DV」「デートDV」の認知度

○性別にみると、「DV」、「デートDV」ともに男性よりも女性の方が認知度はやや高くなっている。

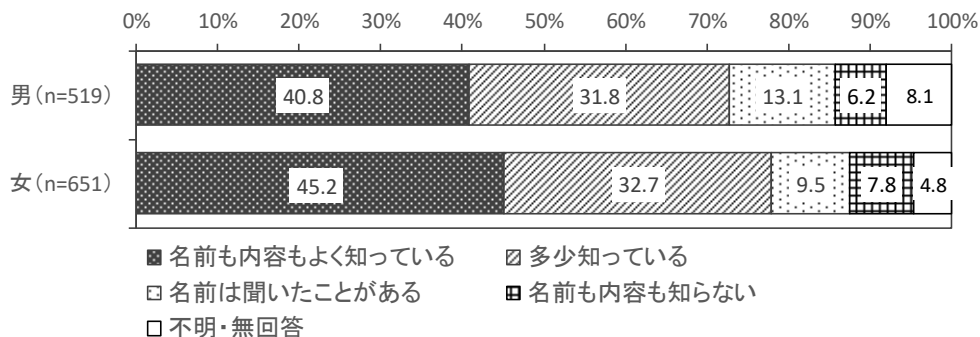


図 108 「DV」の認知度《性別》

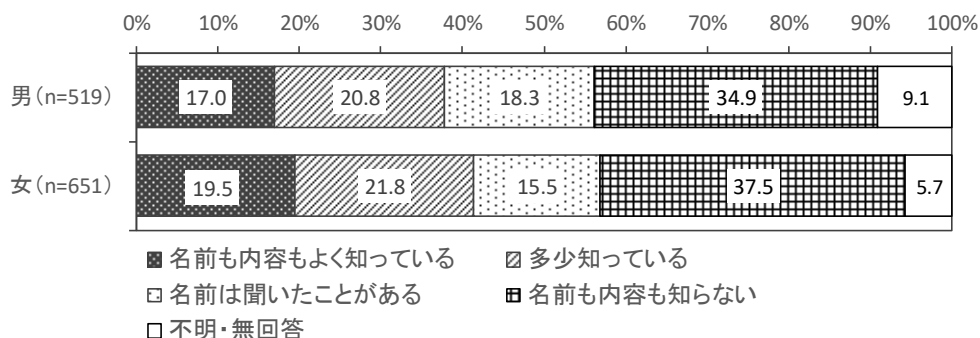


図 109 「デートDV」の認知度《性別》

○年代別にみると、「DV」、「デートDV」とともに、概ね年代が下がるほど認知度が高くなっているが、20歳代以下で「デートDV」の認知度が低く、「名前も内容も知らない」が40.2%となっている。

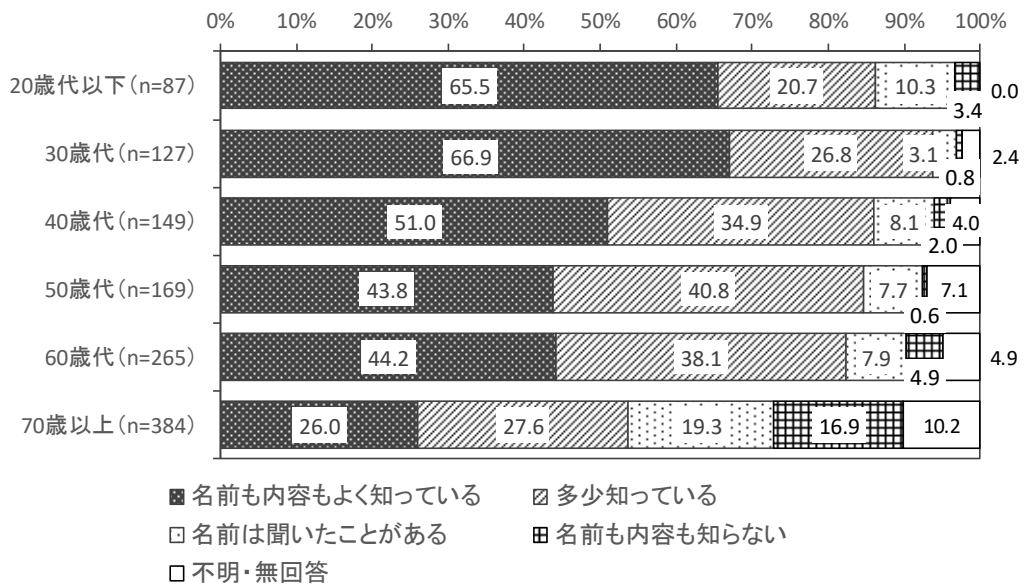


図 110 「DV」の認知度《年代別》

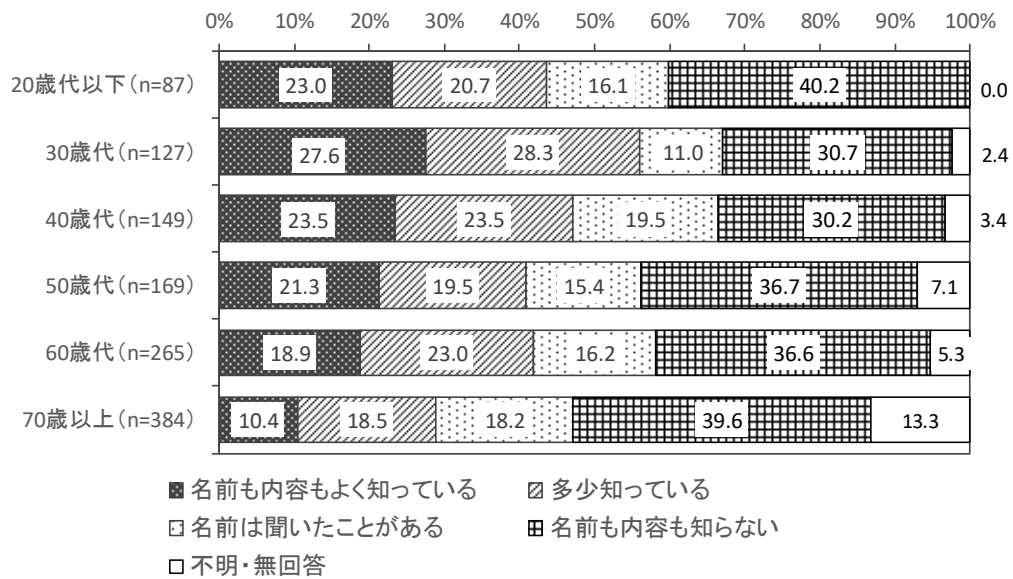


図 111 「デートDV」の認知度《年代別》

○居住地域別にみると、土山地域で「DV」、「デートDV」とともに、比較的認知度が低い。

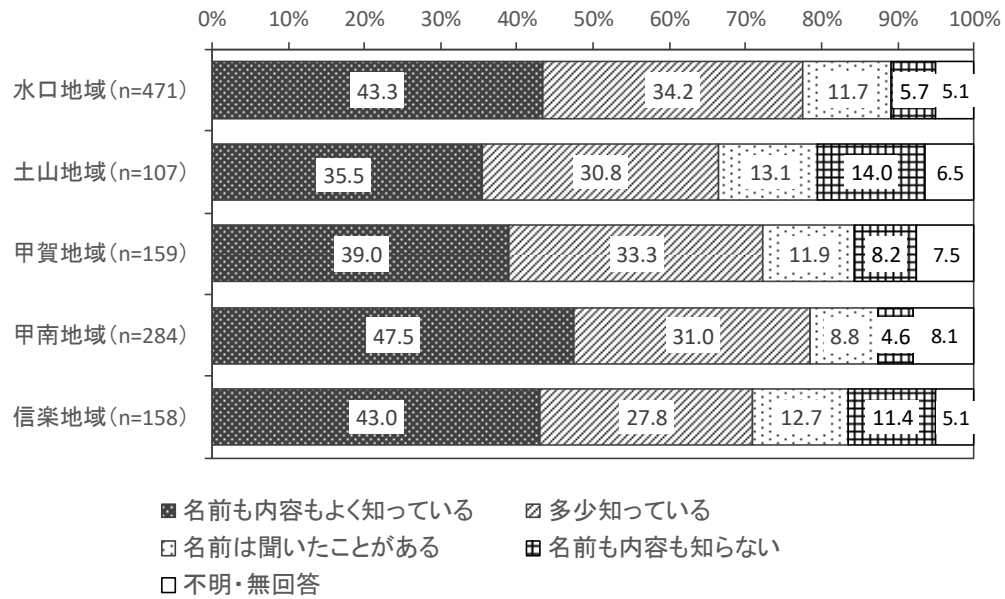


図 112 「DV」の認知度《居住地域別》

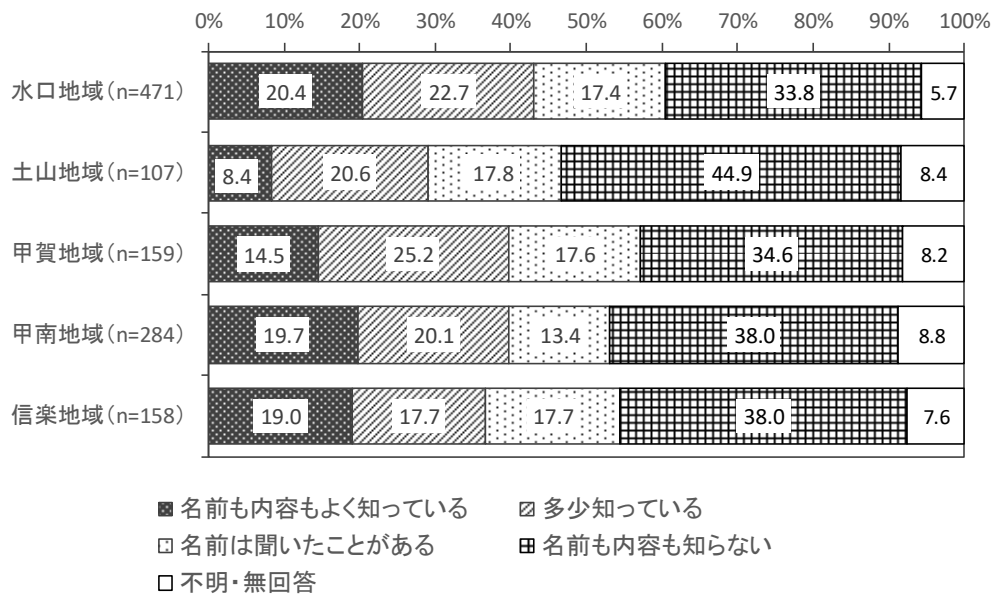


図 113 「デートDV」の認知度《居住地域別》

(7) 「DV」「デートDV」の経験や相談について

① 「DV」「デートDV」の経験【新規設問】

問27 あなたは、DVやデートDVを見聞きしたり被害にあったことがありますか。
(それぞれ複数選択回答)

○「DV」「デートDV」の経験については、すべての項目で「ない」が最も多くなっているが、「身体的な暴力」(8.1%)、「心理的な暴力」(8.0%)では「身近で見聞きした」が比較的多く、「心理的な暴力」では「被害にあった(何度も+1~2回)」が5%以上となっている。

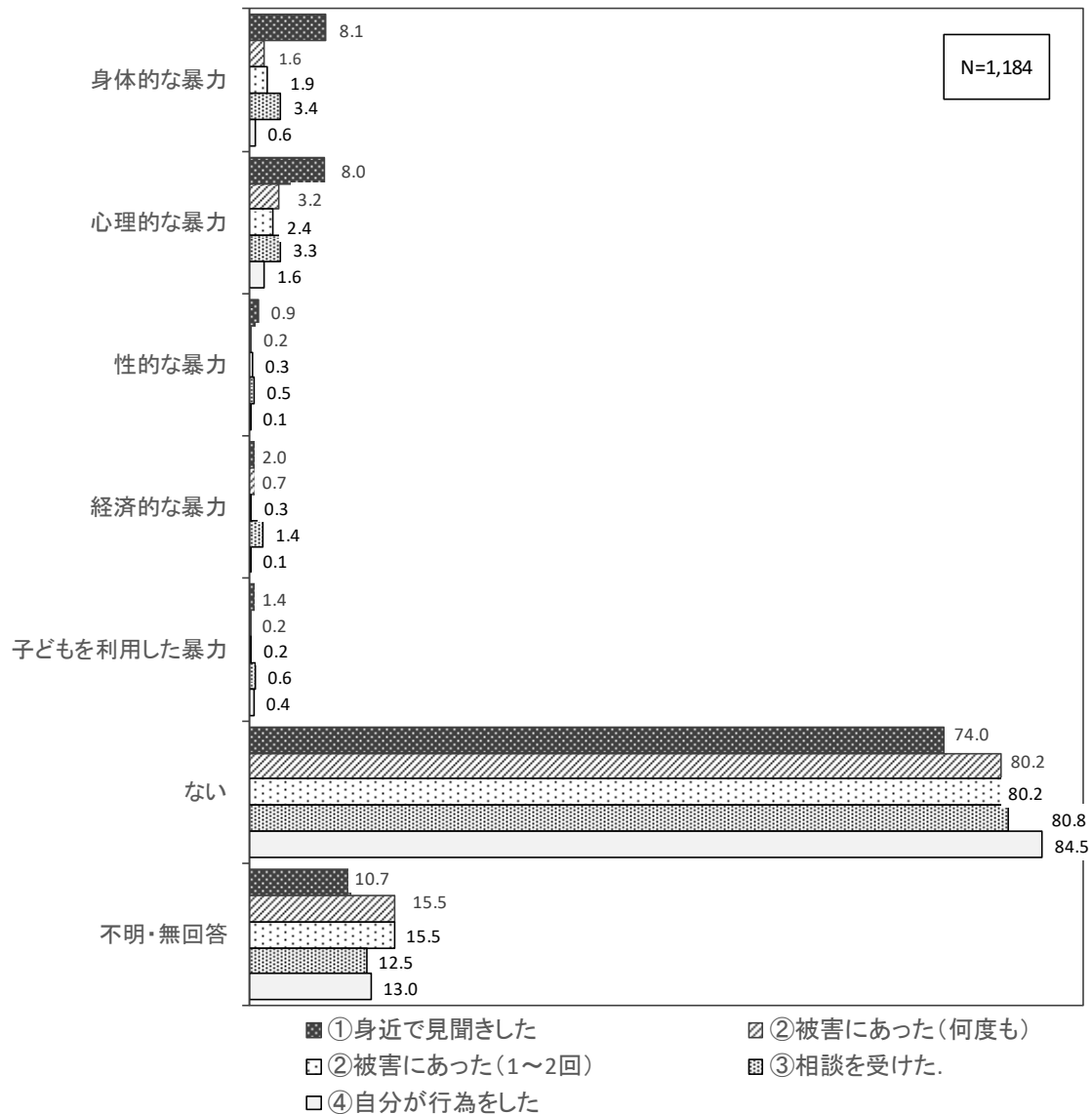


図 114 「DV」「デートDV」の経験

②相談先・相談しなかった（できなかった）理由【新規設問】

付問 1 問 27 の②で「1～10」と回答された方におたずねします。
被害にあったとき、どなたかに相談しましたか。相談した場合はどなたに相談したか、
相談しなかった場合はその理由を次から選んでください。（複数選択回答）

〈（被害にあった方）相談先〉

○DVやデートDVの被害にあった経験のある方の相談先については、「友人・知人」が33.7%で最も多く、次いで「家族や親戚」が19.3%、「警察」は9.6%となっている。

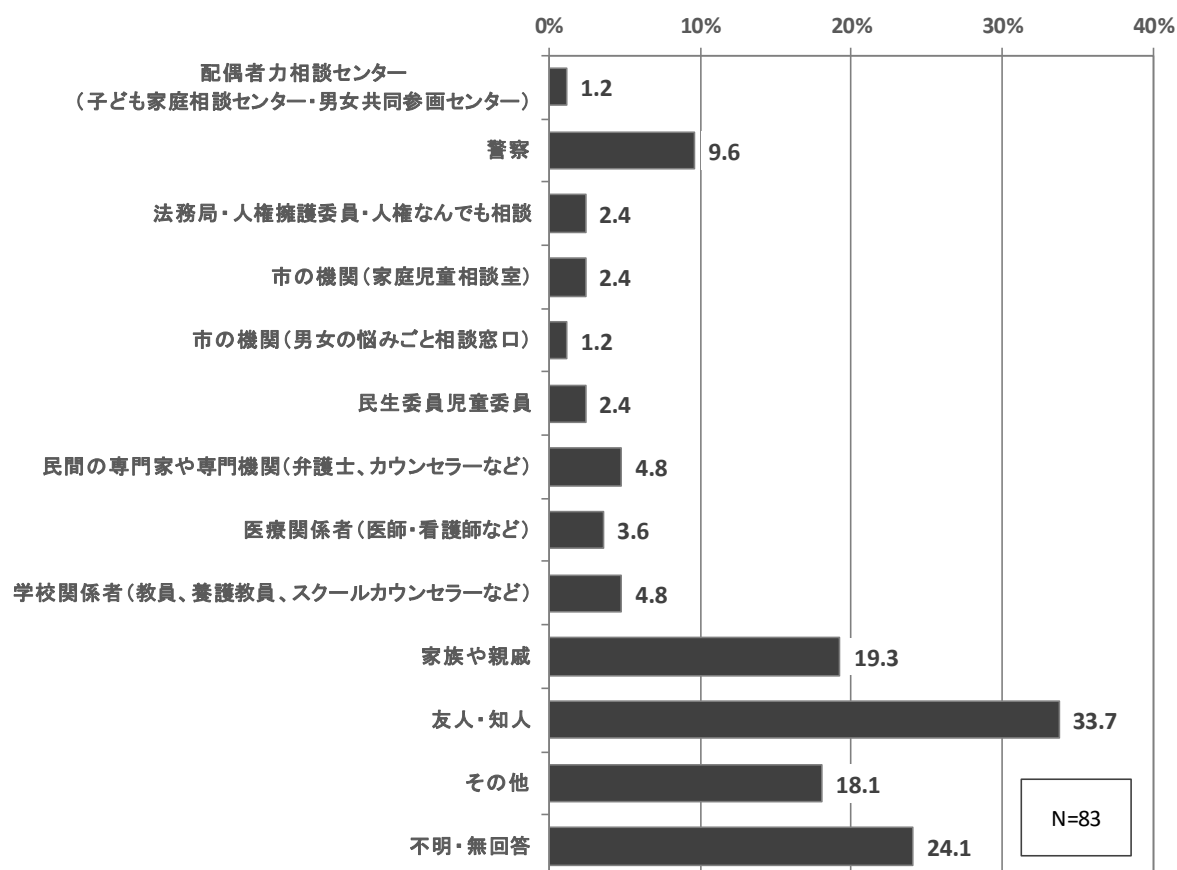


図 115 （被害にあった方）相談先

〈相談しなかった（できなかった）理由〉

○DVやデートDVの被害にあった経験のある方が相談しなかった（できなかった）理由については、「相談しても無駄だと思った」が21.7%で最も多く、次いで「自分にも悪いところがあり、自分さえ我慢すればよいと思った」が12.0%、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった」、「他人に知られたくなかった。他人を巻き込みたくなかった」、「相談するほどのことではないと思った」が9.6%と続いている。

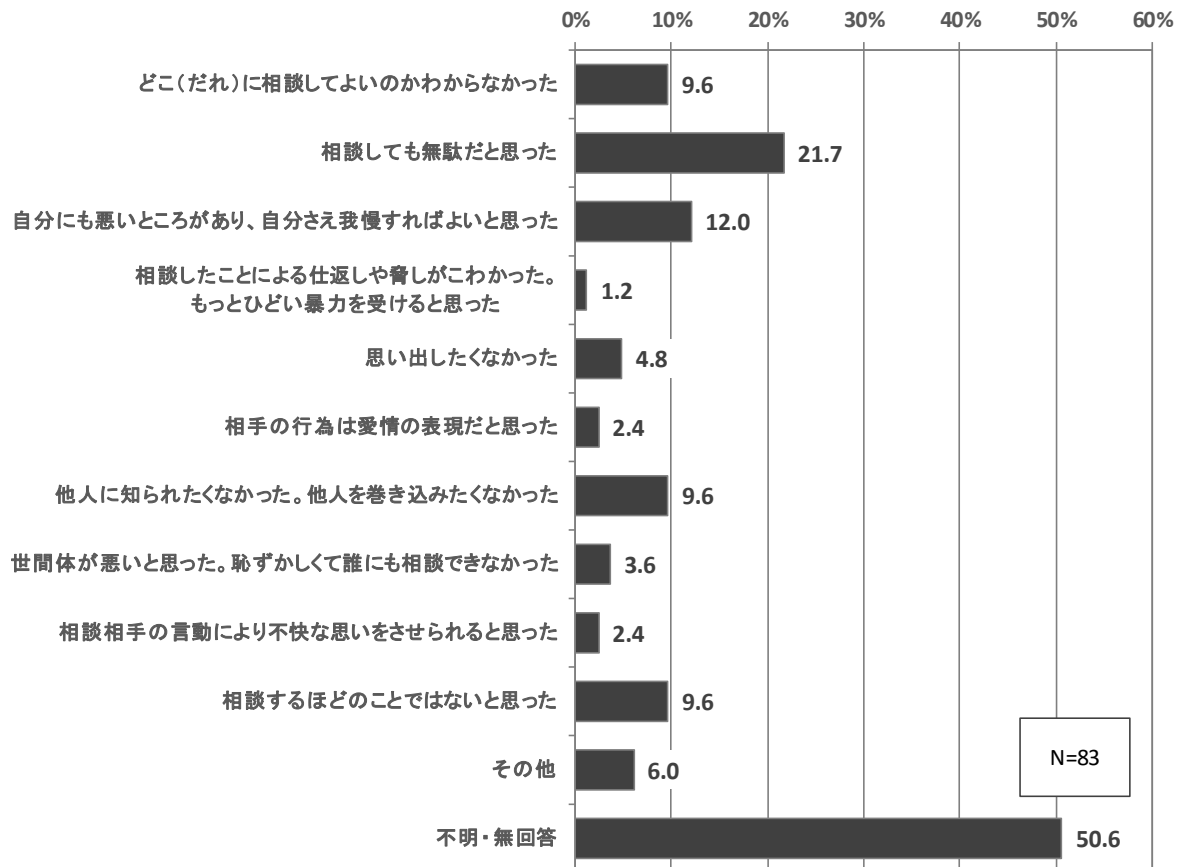


図 116 相談しなかった（できなかった）理由

（８）DV についての相談窓口の認知度【新規設問】

問 2 8 あなたは、DV について相談できる窓口を知っていますか。（複数選択回答）

○相談窓口の認知度については、「警察」が38.3%で最も多くなっているが、「市の機関」(14.4%) 以下認知度は2割未満であり、「知らない」が30.7%と多くなっている。

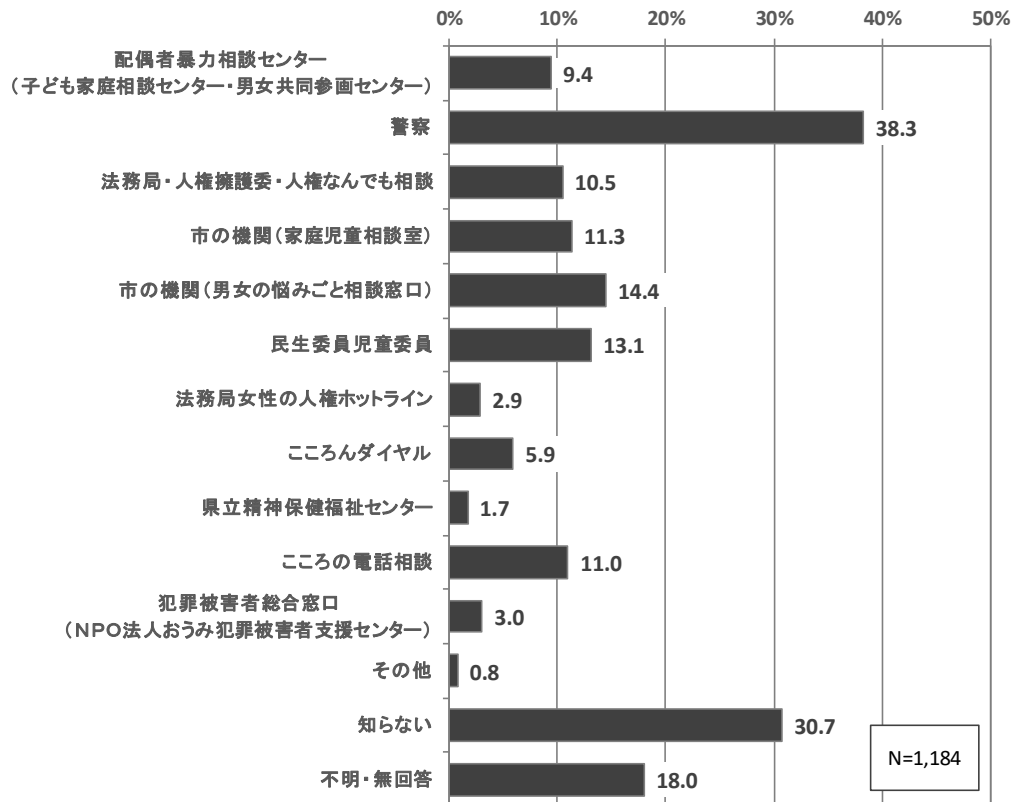


図 117 DV についての相談窓口の認知度

○性別にみると、各項目で数ポイントの差がみられるが、「警察」が男性（39.1%）、女性（37.8%）ともに最も多くなっている。

○年代別にみると、20歳代以下で「こころんダイヤル」が19.5%と比較的高い一方、「知らない」も43.7%で最も高くなっている。20歳代以下では「市の機関」の認知度が他の年代と比較して特に低くなっている。

○居住地域別にみると、すべての地域で「警察」が最も多くなっている。

単位：％														※太字は上位3つ(「不明・無回答」を除く)															
(複数回答)		配偶者暴力相談センター・子ども家庭相談センター・男女共同参画センター		警察		法務局・人権擁護委 ・人権なんでも相談		市の機関(家庭児童相談室)		市の機関(男女の悩みごと相談窓口)		民生委員児童委員		法務局女性の 人権 ホットライン		こころんダイヤル		県立精神保健福祉 センター		こころの電話相談		犯罪被害者総合窓口(NPO法人 うみ犯罪被害者支援センター)		知らない		その他		不明・無回答	
全 体 (N=1,184)		9.4		38.3		10.5		11.3		14.4		13.1		2.9		5.9		1.7		11.0		3.0		30.7		0.8		18.0	
性別	男(n=519)	9.4		39.1		13.3		11.4		11.8		16.4		2.9		4.0		1.7		7.3		3.5		31.6		1.0		17.3	
	女(n=651)	9.4		37.8		8.3		11.4		16.7		10.3		2.9		7.5		1.7		14.0		2.8		30.3		0.6		18.1	
年代別	20歳代以下(n=87)	8.0		41.4		5.7		4.6		4.6		2.3		3.4		19.5		0.0		13.8		3.4		43.7		0.0		5.7	
	30歳代(n=127)	10.2		51.2		3.9		15.7		15.7		3.1		0.8		7.1		2.4		13.4		1.6		32.3		0.8		7.9	
	40歳代(n=149)	12.8		41.6		6.0		9.4		13.4		8.7		4.7		8.7		2.0		16.8		4.7		37.6		0.0		7.4	
	50歳代(n=169)	12.4		46.2		10.1		16.6		18.9		13.6		3.6		9.5		1.8		16.0		4.7		26.6		1.8		15.4	
	60歳代(n=265)	9.1		40.8		13.6		12.5		17.7		18.5		3.0		3.4		1.9		9.4		2.6		30.2		0.4		15.8	
	70歳代以上(n=384)	7.0		27.1		13.3		9.1		12.5		16.4		2.3		1.6		1.6		6.3		2.3		27.1		1.0		30.5	
居住地域別	水口地域(n=471)	8.5		39.9		11.3		12.5		15.1		13.4		4.5		7.2		2.1		11.3		3.2		32.1		0.2		16.6	
	土山地域(n=107)	8.4		30.8		9.3		8.4		10.3		12.1		1.9		9.3		0.9		7.5		1.9		31.8		0.0		22.4	
	甲賀地域(n=159)	8.8		32.1		9.4		9.4		14.5		15.1		2.5		3.8		1.9		13.8		3.8		35.8		1.3		17.6	
	甲南地域(n=284)	9.5		43.3		8.1		10.6		15.1		12.3		1.1		4.9		0.4		11.6		2.8		25.7		1.8		18.7	
	信楽地域(n=158)	12.7		35.4		13.9		12.7		13.9		12.0		2.5		3.8		3.2		8.9		3.2		31.0		0.6		17.7	

図 118 DVについての相談窓口の認知度《性別・年代別・居住地域》

甲賀市市政に関する意識調査（一部抜粋）

1. あなたご自身のことについてお答えください。

《問1》 あなたの性別を教えてください。（○は1つだけ）

1 男	2 女	3 その他
-----	-----	-------

《問2》 あなたの年齢は、7月1日現在でいくつですか。（○は1つだけ）

1 18～19 歳	2 20～24 歳	3 25～29 歳
4 30～34 歳	5 35～39 歳	6 40～44 歳
7 45～49 歳	8 50～54 歳	9 55～59 歳
10 60～64 歳	11 65～69 歳	12 70～74 歳
13 75 歳以上		

《問3》 あなたのお住まいの地域はどちらですか。（○は1つだけ）

1 みなくち 水口地域	2 つちやま 土山地域	3 こうか 甲賀地域
4 こうなん 甲南地域	5 しがらき 信楽地域	

《問4》 あなたは、いつから甲賀市にお住まいですか。（○は1つだけ）

1 生まれてからずっと甲賀市に住んでいる
2 甲賀市で生まれて、市外に転出後、再び転入した
3 市外で生まれて甲賀市に転入した

＜付問1＞ 問4で「2」または「3」と回答された方におたずねします。
甲賀市に転入後、何年ぐらいになりますか。（○は1つだけ）

1 3年未満	2 3年～10年未満
3 10年以上	

《問5》 あなたの世帯（同居）の構成はどれですか。（○は1つだけ）

1 単身（あなた1人）	2 夫婦のみ
3 二世帯世帯（親・子）	4 三世帯世帯（親・子・孫）
5 その他（	）

＜付問1＞ 問5で「3・4・5」のいずれかに回答された方におたずねします。
就学前または就学しているお子様・お孫様（同居）はおられますか。
（複数選択回答） ※別居されているお子様・お孫様は含みません

1 2歳以下	2 3歳～小学校入学前
3 小学生	4 中学生
5 高校生	
6 専門学校生・短大生・予備校生・大学生（大学院生）	
7 就学前または就学している子どもはいない	

《問 6》 あなたの職業等は何ですか。(○は1つだけ)

1 会社員	2 公務員
3 自営業	4 パート・アルバイト
5 専業主婦・主夫	6 学生
7 無職・その他	

＜付問 1＞ 問 6 で「1～5」のいずれかに回答された方におたずねします。

あなたの主な勤務地(通学地)はどちらですか。(○は1つだけ)

1 自宅	2 甲賀市内
3 甲賀市以外の滋賀県内の市町	4 県外

(DV関係)

《問 26》 あなたは、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」や「デートDV」を知っていますか。(○はそれぞれ1つずつ)

		1 名前も内容も よく知っている	2 多少知っている	3 名前は聞いた ことがある	4 名前も内容も 知らない
①	DV	1	2	3	4
②	デートDV	1	2	3	4

《問 27》 あなたは、DVやデートDVを見聞きしたり被害にあったことがありますか。
(それぞれ複数選択回答)

		身体的な 暴力		心理的な 暴力		性的な 暴力		経済的な 暴力		子どもを利用 した暴力*		ない
①	身近で見聞 きた	1		2		3		4		5		6
②	被害にあっ た	何度も	1～2回	何度も	1～2回	何度も	1～2回	何度も	1～2回	何度も	1～2回	11
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
③	被害にあっ た人から相 談を受けた	1		2		3		4		5		6
④	自分が身体 的・心理的 暴力を思 えし た	1		2		3		4		5		6

※ 子どもを利用した暴力：子どもに暴力を見せる、「子どもに暴力を振るう」と脅す、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど

＜付問 1＞ 問 27 の②で「1～10」と回答された方におたずねします。
 被害にあったとき、どなたかに相談しましたか。相談した場合はどなた
 に相談したか、相談しなかった場合はその理由を次から選んでください。
 （複数選択回答）

相談した先

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 配偶者暴力相談センター（子ども家庭相談センター・男女共同参画センター） |
| 2 | 警察 |
| 3 | 法務局・人権擁護委員・人権なんでも相談 |
| 4 | 市の機関（家庭児童相談室） |
| 5 | 市の機関（男女の悩みごと相談窓口） |
| 6 | 民生委員児童委員 |
| 7 | 民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセラーなど） |
| 8 | 医療関係者（医師・看護師など） |
| 9 | 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど） |
| 10 | 家族や親戚 |
| 11 | 友人・知人 |
| 12 | その他（ |

相談しなかった（できなかった）理由

- | | |
|----|--|
| 1 | どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった |
| 2 | 相談しても無駄だと思った |
| 3 | 自分にも悪いところがあり、自分さえ我慢すればよいと思った |
| 4 | 相談したことによる仕返しや脅しがこわかった。もっとひどい暴力を受けると思った |
| 5 | 思い出したくなかった |
| 6 | 相手の行為は愛情の表現だと思った |
| 7 | 他人に知られたくなかった。他人を巻き込みたくなかった |
| 8 | 世間体が悪いと思った。恥ずかしくて誰にも相談できなかった |
| 9 | 相談相手の言動により不快な思いをさせられると思った |
| 10 | 相談するほどのことではないと思った |
| 11 | その他（ |

＜問 28＞ あなたは、DVについて相談できる窓口を知っていますか。（複数選択回答）

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 配偶者暴力相談センター（子ども家庭相談センター・男女共同参画センター） |
| 2 | 警察 |
| 3 | 法務局・人権擁護委員・人権なんでも相談 |
| 4 | 市の機関（家庭児童相談室） |
| 5 | 市の機関（男女の悩みごと相談窓口） |
| 6 | 民生委員児童委員 |
| 7 | 法務局女性の人権ホットライン |
| 8 | こころんダイヤル |
| 9 | 県立精神保健福祉センター |
| 10 | こころの電話相談 |
| 11 | 犯罪被害者総合窓口（NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター） |
| 12 | その他（ |
| 13 | 知らない |

相談窓口

区 分	名称・連絡先	備 考
配偶者暴力相談支援センター	中央子ども家庭相談センター TEL 077-564-7867	【電話相談】 毎 日 8:30～22:00 【来所相談】(要予約) 月～金 9:15～16:00 (来所相談は祝日・年末年始は休み)
	彦根子ども家庭相談センター TEL 0749-24-3741	【電話相談】 月～金 8:30～17:15 【来所相談】(要予約) 月～金 9:15～16:00 (いずれも、祝日・年末年始は休み)
	男女共同参画センター TEL 0748-37-8739	【総合相談】電話・面接(面接は要予約) 火～水、金～日 9:00～12:00、13:00～17:00 木 9:00～12:00、17:00～20:30 (祝日の翌日・年末年始は休み)
警察	甲賀警察署 生活安全課 TEL 0748-62-4155	緊急時は、「110番」
	県民の声 110 番 TEL 077-525-0110 #9110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
電話相談	DV相談ナビ TEL #8008	発信地等の情報から、最寄りの相談機関の窓口に電話が転送されます。
	女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810	(女性に対する暴力等の相談) 全国共通(大津地方法務局人権擁護課内) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
	こころんだいやる TEL 077-524-2030	(育児・虐待・いじめ等あらゆる相談) 祝日を含む毎日 9:00～21:00 (12/29～1/3 は休み)
	こころの電話相談 TEL 077-567-5560	(こころの悩みについての相談) 月～金 10:00～12:00、13:00～21:00 (祝日・年末年始は休み)
法務局	みんなの人権110番 TEL 0570-003-110	(さまざまな人権問題の相談) 全国共通(最寄りの法務局につながります) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
	人権なんでも相談 TEL 0748-62-1828	月・水 9:00～16:30(大津地方法務局甲賀支局) 各地域で月1回開催 13:30～16:00 ※詳しくは、広報こうか 相談コーナーをご確認ください。
その他	おうみ犯罪被害者支援センター TEL 077-525-8103 077-521-8341	(犯罪被害等での悩み相談) 月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始は休み)
市	子育て政策課 (家庭児童相談室) TEL 0748-69-2177	電話・来所相談 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
	人権推進課 (男女の悩みごと相談) TEL 0748-69-2149	電話・来所相談(来所の場合は、要予約) 月・金 9:00～16:00 (祝日・年末年始は休み)

第3次甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等
に関する基本計画

～ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会をめざして～

令和2年3月

発行：甲賀市

編集：甲賀市こども政策部子育て政策課

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL 0748-69-2177

FAX 0748-69-2298

<http://www.city.koka.lg.jp/>



パープルリボン は、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

基本理念

- 1 暴力は「学習された行動サイクル」です。
- 2 社会的にも個人的にも、暴力は我慢することで広がります。
- 3 すべての人々が暴力を許さなくなれば、暴力を減らすことができるでしょう。
- 4 パープルリボンプロジェクトは物や力ではなく、人々のエンパワメントと安全を目指すものです。